

# 参議院内閣委員会会議録 第十九号

昭和四十一年四月十四日(木曜日)

午後一時二十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

熊谷太三郎君  
柴田 栄君  
伊藤 謙君  
北村 暢君

委員

石原幹市郎君  
源田 実君  
三木與吉郎君  
森 八三郎君  
山本茂二郎君  
山本伊三郎君  
鬼木 勝利君  
多田 省吾君  
中沢伊登子君

国務大臣

通商産業大臣  
國務大臣  
人事院総裁  
人事院事務総局  
職員局長  
総理府人事局長  
通商産業政務次官

通商産業大臣官  
房長  
通商産業大臣官  
房參事官  
通商産業省貿易  
振興局長  
吉光 久君  
高島 節男君

通商産業省企業  
島田 喜仁君  
通商産業省輕工業  
伊藤 三郎君  
通商産業省鐵道  
局長  
通商產業省鉛山  
局長  
通商產業省公益  
事業局長  
特許庁長官  
中小企業庁長官  
山本 正君  
倉八 重信君  
伊藤 清君  
今村 昇君  
中村 博君

事務局側  
説明員  
員

通商產業省通商  
局次長  
労動省労動基準  
局労災補償部長

○本日の会議に付した案件  
○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○國家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(熊谷太三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き本案の質疑を行ないます。  
関係当局の御出席は、三木通商産業大臣、大慈彌嘉久君、竹藏維局長、倉入特許庁長官、山本中小企業庁長官、以上の方々でございます。  
御質疑のおありになる方は、順次御発言を願います。

○北村暢君 時間があまりないようですから、質問を集約してお尋ねいたしますが、まず第一に、化学肥料関係の問題について御質問申し上げます。が、肥料二法が廃止になりまして現在施行されている肥料新法が現在施行されておるわけでございますが、その間肥料事情における国際的な環境はまあ若干よかつたわけであります。この化学肥料関係の合理化が今日までどのような形で進んできているのか。この点について、まず概略のことについてから御説明を願いたい。

○政府委員(伊藤三郎君) 化学肥料は、一昨年来輸出の好調にさしかかりまして、比較的順調に経過してまいつておるのは御承知のとおりでござります。最近の問題点といたしましては、従来のアソニア設備をナフサを原料とします新しい設備にリプレイスしていくというのが最近の合理化の一一番大きな問題でございます。ICCIの方式によりますと、ナフサを原料といたしまして、それから大きな五百トンあるいは千トンといふような能力の設備をつくりますと、コストが非常に下がります。こういう設備に現在切りかえつある。ただ、日本の肥料会社全部がそういう形で大きな設備をやりますと、これはまた以前のように生産能

力が過剰になるという事態になりますので、行政指導をいたしまして、設備としては五百トン以上の規模のものをつくるように、また、それについては一定のワクを各社ごとにきめまして、そのワクを持ち寄るなり何なりしてやるようなどといふことで、規模を大型化すると同時に、将来の設備過剰を来たさないようにという配慮を加えた行政指

導をしておるわけでございます。

○北村暢君 大体事情わかりましたが、肥料二法は廃止当時の硫安輸出会社の、赤字ということではないのですが、輸出赤字を背負ったような形になつておりますが、輸出赤字を背負つたような形になつおります。

○政府委員(伊藤三郎君) 従来の赤字が百七十九億ございましたのが、その後償却いたしまして、現在のところ百七億まで減つてまいっております。

○北村暢君 これの赤字の解消の目標は、一体どの程度において将来解消しようとされているのか、それからまた、解消の方法としては、関係の各企業がどのように分担のしかたで解消する方法をとっているのか、この点見通しと方法についてお尋ねしたい。

○政府委員(伊藤三郎君) 目標いたしましては、三十七年から十年程度で償却をするという目標でやつてしまつていて、それでござります。このいわゆる輸出赤字でございますが、これは肥料の生産会社が輸出会社に対する売り掛け金という形になつております。したがいまして、各社ごとにそなつております。しかしいまして、各社ごとにそなつております。それを先ほど言いましたように、数社もう償却を完了した会社がございまして、いま申しませんが、各社の売り掛け金といふ形で残つております。それを先ほど言いましたように、毎年償却をしてまいるという形で進んでいくわけでございます。

○北村暢君 この問題は、数社もう完了したところがあるようですが、肥料会社は非常に格差があるわけですね。したがって、売り掛け金といふものを計画どおりにその企業内容によつて解消できないで焦げつくような可能性というものはないのですか。いままでの状況からいって、どうでしよう。

○政府委員(伊藤三郎君) 現在までのところ、順調にいつていてお尋ねしております。

○北村暢君 現在の国内の化学肥料の価格と輸出価格との差、これはどのようになつておりますか。特に、硫安と尿素だけでいいですから、ちょっとと知らしていただきたい。

○政府委員(伊藤三郎君) 最近の輸出価格と国内価格とでございますが、絶対数で比べますと、輸出のほうが低くなっていますが、運賃とかあるいは取引条件等々、全体的に考えますと、輸出価格と国内価格は大体同じ程度というふうに考えております。数字を申しますと、大体確実で申しますと、メートルトン当たりでございますが、四十九ドルから五十ドル程度になっております。国内価格のほうが四十キロのがますでございますので、これが基準価格でいきますと、七百二十円から四十円ぐらいのところにまいっております。

○北村暢君 わよつと比較するのに、メートルトントン当たりと四十キロ当たりでは比較が、ちょっと高いのか低いのかわかりませんが、換算してどうなっているのか、ひとつあとからでいいですから、教えてください。

○政府委員(伊藤三郎君) 換算した額は、なかなかむずかしいのでございますが、比率で申しますと、国内価格を分子にしまして、輸出価格を分子にいたしておりますが、昨年の五、六月ごろで九三、四%というようなところでございます。

○北村暢君 そこで大臣にお伺いいたしますが、最近の新聞報道によるといふと、アメリカとヨーロッパにおいて日産千トン級の生産能力を持つ工場が十一カ所ですか、アメリカが八カ所、欧州が三カ所、四月ごろから十二月ごろまでに操業を開始するというようなことが報道されております。

そうしますといふと、これは日本の、先ほどの説明によりまして、日本の肥料化学工業の日产能力が大体五百トン以上千トンまでといつておりますが、千トンという工場はまだなく、七百五、六百トンという工場が、計画されている中ではそういうことのようです。そうしますと、これは先ほどお説明にありましたように、生産量によってニス・ト・ダウンするという点については非常に合理化されるわけです。肥料工業は特にそういう性格を持っている。それからまた、かつて西ドイツが中共に対して肥料輸出をした際に、日本と相当争つて價格競争をやつたわけです。そういう点が

らうって、最近の一、二年は、国際情勢は日本に有利であった。そして順調な輸出がなされ、特に中国においては非常な大きな輸出増になつておるわけですね。そういうような点からうって今後の国際競争は、肥料は再び激しい国際競争が行なわれるのではないかといふことが想像できます。特に肥料の不足しておるのは東南アジア、インド、中国、こういう地帯が多いわけありますから、日本と当然国際競争になる、こういう情勢であります。そううと思ふんです。したがつて、この国際競争に対しても肥料化学工業の方向として一体こういう国際環境の中でどのように対処されようとしておるのか、この点について最近非常に目立つた情勢でござりますので、方針を伺つておきたい。

滅つているわけです。それで最初私がお伺いしたのは、硫安工業の合理化の問題がどのように進んでいるかということを聞いたのも、実はいまのよくな国際情勢の中で激しい国際競争をやらなければならぬといふときに、この肥料工業の合理化が私はもう早晚要求せられるんではないかと思うんです。その段階で開銀融資が十億昨年よりも減っているといふことはちょっと不可解に思いますが、それでも日本の現在の設備は決してアメリカなり欧洲の千トン・クラスの工場に、近代設備の工場が操業したということになれば、太刀打ちの問題は簡単にいかないのではないか。したがつて、肥料工業の合理化といふものは相当強く要請せられるときが早晚来るんじやないかと、このようにも思ふんです。そういう点でひとついまのようだ大臣のやうななんびりしたことを言つていられないんじやないかという感じがするんですが、どうでしようか。

○國務大臣(三木武夫君) 去年二十億ですが、その中でもまだ五億使い残りがあるって、ことしほそ十億でも去年と同じであるわけです。しかし、こういう事情も、やはり新鋭設備が生まれてきて、相当日本のアジア地域に対する輸出の品目としては重要視しなければならぬ。ですから今後この資金といふものは増大していく必要があると思います。本年は特に減らしたわけですが、去年と同じであります、実質的にそういうことでござります。

○北村暢君 この点については、そういう情勢がきびしいということだけで、またの機会に譲ります。

それから、次にお伺いしたいのは、織維産業の不況対策の問題でございますが、公取における十二日の決定で、再び綿紡の不況カルテルを十二月まで延長するといふことが伝えられておるわけでありますが、これに対して国際的にイギリス、アメリカの織維産業が一時沈滞いたしましたけれども、最近非常に目ざましい進歩をするといふことが報道せられているんですが、この点について一休どの

○政府委員(乙竹清三君) 実は詳細不明な点もございまして、本年度二千万円の調査費をお願いいたしまして、現地調査等をいたすつむりになつておりますけれども、一九五九年に綿業法というのができただようございます。で、政府は、二千七百万ポンドの資金を投下いたしまして過剰設備を買い上げる、買いつぶすと、これは政府が三分の二出し、それから民間が三分の一出すということになります。それからもう一つの柱は、英國の綿紡績業は非常に過剰であるばかりでなく、老朽化しておったようあります。が、この老朽化設備をまず買いつぶして、そのあとに新鋭設備をつくるということとして、新鋭設備に対しましては政府が四分の一の補助をいたすということだそうであります。で、数字でござりまするが、一九五九年綿業法ができましたときに、英國の綿紡績業は千五百一十六万錘で、このうち千三百三十二万錘が運転、したがつて稼働率六七・六%ということであつたそうでありまするが、約一千万錘をスクラップ化いたすこととに、先ほど申しましたように新鋭設備をつくり、現在のところは五百八十万錘でもつてこの運転の比率稼働率は九一・六%という高能率になつておりまするそうです。このよくな織維産業の中核でござりまする紡績を若返らせますとともに、また一面、御承知のとおり、コートールズ等の会社が中核になりまして統合が進んでおりまして、現在大きなグループが四つあるということでございますが、この四グループの場合には単に綿だけではなく、合纖、染纖、織布を含めまして総合的な經營がグループで行なわれているということを聞いております。それから第一に米国でござりまするが、米国におきましては、主としてこれは民間ベース

に括きまして統合が進みましてバーントン、それからステーブンス、このようなグループ化が非常に進んでおる。ただし、政府におきましても、またこれを援助いたしますために税法上の援助をしているということございまして、投資額の7%は税額控除というふうな制度によりまして米国の綿業が振興されておる。しかし、かたがた例の綿製品の長期協定というふうなもので後進国、中進国、日本もその中に入つておるわけでございますが、その中から米国内に綿製品の入ることを防止しながら、このよくなグループ化によりまして競争力を強化しておるということを聞いております。

○北村暢君　どうも肝心なところで大臣が抜けちゃつて、これぐらいが悪いのですけれどもね、その対策をひとつ実は大臣に聞きたかったわけですかられども、もう少く質問を続けます。

ただいまの局長の説明でも、イギリス、アメリカ等において最近相当保護措置を、奨励措置をとり、相当な輸出が予想せられるわけであります。そこでその場合に、現在綿維製品のアメリカへの輸出の依存度といふものは相当あるわけですね。したがつて、このアメリカへの綿維製品の輸出といふものが、そのため影響をこうむる、あるいは西欧諸国に対しても、イギリスの紡績関係がこういうふうに伸びてまいりますと、西欧に対する従来の輸出といふものが、相当競争が激しくなるということが想像できるわけです。そういう点と國連をして、現在の綿維産業の不況といふものを一体どうやって克服をしていくのか、その見通しといふものをどういうふうに持つておられるのか、この点を実は大臣に聞きたかったわけなんですかられども、ひとつ局長でもけつこうですか、お答え願いたいと思います。

織につきましては、これはもう御指摘のように相  
当出ているということをございまして、わが国の  
紡績織維産業が、依然として日本貿易の中核とな  
しているわけでございますが、これにつきまして  
はもう御指摘のように、相当抜本的な手をとらざ  
るを得ないというふうにわれわれは考えているわ  
けであります。ただ一面、不況も深刻でございま  
すので、先ほど先生御指摘のように、一応綿糸を  
中心にいたします糸につきましては、カルテルが  
本年十二月まで一割の生産制限というかつこうで  
延長になっておりますけれども、これは一時の  
ことでございまして、問題は構造的な対策をやらな  
ければいけないということで、業界におきまして  
もその機運が非常に高くなつておりますし、学識  
経験者においてもその必要性が叫ばれてゐるわけ  
でありまするが、通産省はこの業界及び学識経験  
者とともに審議会をつくりまして、この審議会は  
産業構造審議会とそれから織維工業審議会、この  
二つの審議会に体制小委員会を置きました、その  
体制小委員会を合同いたしまして、稻葉秀三氏に  
合同部会の委員長をお願いいたしまして、昨年の  
暮れから鋭意根本的な対策に取りかかつてあるわ  
けであります。現在のこと、毎月二回のペース  
で審議を進めております。本年の七月末には答申  
案を得たし、それによりまして本年末の財政投融  
資ないしは予算、あるいは必要がありますれば立  
法ということに結実させたいというふうに努力を  
いたしておるところでござります。

のについての合理化といふものが、不況カルテルの陰に隠れて合理化が進まないんじやないかとう感じがするわけです。したがつて、構造改善のための準備金として五億五千万、今度の予算でも組んでおるようですが、これの使い道といふのは一体どういうような使い方をするのか、それからまた、合理化の方向が、最近東洋紡と呉羽紡との合併等が行なわれ、逐次企業の整備も行なわれてゐるようありますけれども、しかし、この織維産業全体から見れば、これはまだ中小企業的な企業といふのが非常にたくさんあるわけです。したがつて、構造改善の問題を取り上げれば、必ずこの問題とぶつかるだらうと思うのですがね。一体どういうような方針をもつてこの織維産業の構造改善といふものを進めようとしておるのか、また、いま産業構造の審議会、その他の審議会で検討すると言ひますが、その検討する場合に、政府は一つの案を出して検討されるんだろうと思うのですね。したがつて、もうすでに七月に結論を出したいたいというのであれば、その審議会に対して通産省がある程度の資料を提供しているという、そのものの考え方といふものはもうすでに出ていてるんじゃないか、それは結論はどうなるかわかりませんが、一応の考え方として通産省としては出さざるを得ない、そういうことだらうと思ふんですが、そういう面についてひとつどういう方針で構造改善をやろうとしておるのか、これをひとつお伺いしたいと思います。

な安いコストの会社がござります。それに対しましては、非常に高いものは百八十円をこえておるといふふうなコストを示しております。と申しますのは、現在の織紡績業は約三分の一は織代でございまして、これはどうにもならないものでござりますが、残りの三分の一で競争しておるわけでござりますけれども、すでにボンド一十円の差があるということ、これはわれわれいたしましては、現在の設備ですら百六十円を割つておるコストで糸ができるまでおるので、さらにスリー・シフト等も考慮に入れれば、当然こういうラインを目指にして現在の日本の紡績業は努力をしなければならないんじやないだろかということをわれわれとしては考えておるわけであります。

それから第二に、われわれの調査いたしましたところ及び審議会に提出いたしました資料によりますと、先生もすでに御承知のとおり、さつきまた御指摘がございましたが、日本の紡績業には非常に零細な紡績屋さんが多いようでござりまするが、コストの低いのは大体一企業五、六万錘にまとまつたところ以上のところがコストが低い、五、六万錘以下の企業は比較的コストが高いといふふうな結果が出ております。われわれの方でテスト計算をいたしましたとして頭の中で考えたコスト計算をいたしてみますと、やはり同じように、紡績業は一工場五、六万錘以上であるべきであるという結論が出ております。こういうことも一つの示唆ではあるまいかというふうに考えております。したがいまして、コストの面でございますとか、企業規模の面でございますとか、さらには経営の規模でございますとか、この経営の規模としてはやはり十五万ないし二十万錘以上ある必要があるのでござるうかというふうな資料も出しております。この企業の体质改善と申しますか、これが一つの構造対策の大きな柱になるだろうと思います。それからもう一つの構造対策でござりまするが、企業の内部を体质改善をせねばならぬと申しましても先立つものは金でござりますし、その金は原則として

て企業が収益をあげて便じなければならぬといふうに考へるわけでござりまするので、企業の収益力を高めるという必要性がある、当然のことですございます。収益力を高めますために、現在の過当競争状態を直す必要があると思いますので、ここに過剰設備の処理問題というものが出てくるのじやなかろうかと思ひます。現在約千百万錘ござりまするが、この中でまあ二百万と言ひ、二百五十万と言ひ、これはいろいろ見方によつて違らようござりますけれども、相當数の過剰設備があることは事実であるといふに思うわけでござります。これがまあ構造問題につきまして、現在われわれの勉強しておりますところの中身を若干御披露申し上げることでござります。

それから次に、中小企業問題をどうするのかといふお話でござりまするが、これは織維産業と申しましてもいろいろな種類があるわけでございまして、中小企業に適する業種と大企業に適する業種とあるのではなかろうか。すなわち標準の綿糸とか標準の生地縮緬であるとか、それからナイロン、テトロンの綿とか原糸であるとか、こういうものはだれが考へてもやはり大企業に適しておるものである。しかし、一面私たちが織維品を着ておられます、この縫製段階とかいろいろな段階になりますと、これはむしろもう大企業では手に負えない、中小企業にお願いしなければどうにもならないといふものでありまして、織維は物質生活がだんだん豊かになればなるほど製品に対する消費者の希望は複雑になると思ひますので、そういう意味におきまして、むしろ中小企業にお願いしなければならない分野がますますふえてくるといふふうにわれわれは期待いたしますとともに、中小企業対策に伴つて力を入れなければならぬというふうに考えております。

○北村暢君 大体その方向はわかりましたか、この五億五千萬の予算といふものははどういう方向でお使いになるのですか、その内容を……。

○政府委員(乙竹虎三郎) たいへん失礼を申し上げました。いま申し上げました基本的な方向を考

えておるわけでござりまするが、さしあたり本年度といたしまして五億五千万の予算をお願いしたわけでございます。さしあたりと申しますのは、こうありますと、この転廃業を円滑に進めていくと、こうすることは構造対策を進めていくためにも必要でござりまするし、それから特にまあ織維産業は、今まで日本の経済に非常に貢献のあった産業でもござりまするし、特に中小企業者も多いと、こういう点を考えまして、転廃業を円滑にしていくための施策といふのは、何はどうあれそれは早くやるべきがあるのではないかというふうに考えるわけでござります。したがいまして、構造対策全般につきましては、先ほど申し上げましたよなテンボで進んでおりますけれども、まず転廃業だけは、転廃業対策だけは本年打ち出したたいということです。この五億は、政府は五億出し、それから業界が五億出しまして、この十億をもつて転廃業をする中小業者の織維の設備、これの買い上げをやろうと、こういうふうな構想になつております。

○北村暢君 その買い上げをやるとおっしゃるのですが、その買い上げをする主体はどこなんですか。

○政府委員(乙竹清三君) 一応予算書には公益法人をつくりまして、ということでお願いをしておるのでござりますけれども、業界、業界と申しましても、特に構造問題に真剣に早く取組まさるを得ない綿紡績、毛紡、化織、それから綿機、毛機、紡、合織機、この六業界をもつまして、この出資で公益法人をつくる。一応名前は織維工業整備促進協会という仮称になつておりますけれども、この協会が公益法人としてできまして、この公益法人が主体としてやる。政府はこれに補助金を出すというふうなかつこうで進めてまいりたいというふうに考えております。

○北村暢君 そこで最後にお伺いしたいのですが、構造上の問題について検討されると、こういふ

うなことでございましたが、織維産業が斜陽産業といふふうに見られているわけです。特に綿紡ですね、合纖等は非常によく伸びておる。しかし、綿紡にしても、最近の輸出量を見ても決して減っておられないという点からいって斜陽産業とは私は思わないわけですが、いずれにしても、これだけの歴史ある産業ですから、斜陽産業ということではなくつておくわけにはいかない。いま御答弁のありましたように、構造上の問題を解決して抜本的な対策をとりたい、こういうことです。将来の見通しとして、先ほどイギリス、アメリカ等においてこの織維産業を保護育成するという強力な措置をとつておるようですが、それとも、そういう面と関連をして、しかもこういう軽工業というものは、織維産業というのはおくれた大きな市場である東南アジア等においても、みずからインド等においても、いま盛んに日本を凌駕してはるかに大企業でこれはやつているわけですね。進出がはなはだしい。そういうふうな点からいって、この国際的な環境、国際競争の上からいって、この織維産業といふのは斜陽産業といふような方向にならないために一体どういう見通しを持つてやつていただきようとするのか、ここら辺のところをひとつ御説明願いたいと思います。

だということは絶対ないと思つております。それから第二に、ただ織維といふのは労働集約産業と、こういわれておりまして、したがつて、労賃の安い国で出来るということが言われるわけでござりますけれども、これは織維の中に、虚心たんかいに申しまして確かに安い労賃に依存しなければならない部分は若干はあると思います。若干はあると思いますが、しかし、大部分のものは労働集約産業を資本集約産業に切りかえすることによりまして、たとえて申しますと、縫紉の綿糸でございますが、後進国では一コリ十人といふうな人間がかかつておりまして、日本では大体一コリ六人くらいであがつてゐるわけでございますが、これはアメリカ、イギリスでは大体二人といふうな状態でございます。したがつて、資本をこれに集約して投下することによりまして脱皮いたされば、縫紉業といふども十分これは太刀打ちできるものであることは、先進国がすでに立証しているところをございます。したがつて、コスト面からいっても、競争力は十分ある。

さらに第三に私が思いますのは、織維といふものはなんだいわゆる複合織維化してまいるのでございまして、綿と合織と毛といろいろなまぜてだんだんいくということになるわけでございます。そういたしますと、国内に織維原をみな大体持つてゐる必要がある。特に申し上げたいのは、合纖関係でございまするけれども、合纖織維の原料といふものを国内に持つためには、当然その背後に化学工業がなければいけない。これは後進国ではどうにもならぬと思います。こういふ意味におきまして、私はむしろ複合織維時代におきます織維工業というものは先進国産業であるといふふうに思うわけであります。ただ、これにつきましても、現在の日本の織維産業がこのままこれでいいかと申しますと、非常に大きな問題をはらんでおるわけでございまして、御指摘のように、先進国がやりましたように、十分に業界もその気になつてもらいますとともに、政府も積極的にこれに支援をして、そして先進国の新しい産業に生まれ

かえさせなければいけないというふうに思つてゐるわけござります。

○北村暢君 あと若干で終わりますが、織維問題をもう少し聞きたいのですけれども、時間がございませんから、あと紙パルプ関係のことを若干御質問いたしたいと思います。

昭和三十八年に紙パルプ産業の構造分析をされたのを通産省から出されておるわけですが、その構造分析によりますと、紙パルプも相当な成長度をもつて发展をしていくということが分析されておるわけですが、この場合に、やはり問題になるのは原料でございまして、紙パルプの原料であるバルブ資材がそれに追いついていかないかという問題です。大体、紙パルプ産業の成長率が、

この分析で見ましても約九点程度の成長率をもつて伸びていく。文明の進むに従つて、紙の消費量といふものはこれまた衣料と同じようにふえていくわけです。そういうような点で、相当の伸び率でいくだろう。需要面においてはそういうことが想定できるわけです。したがつて、それに対して資材の面からいくといふと、木材関係の林業の成長率といふのは、どこまで相当合理化しても所得倍増計画においても一八点程度である。しかし、木材の用途別の内容といふものは変わってまいりますから、したがつて、バルブ材に向けるのは増加していくある程度は感じ得るのだろうと思うのですが、しかしながら、なおかつこの分析において昭和四十二年度を見通して二割程度の不足をするのじゃないかといふことが分析されているよう思ひますが、一

体、この紙パルプ産業の現状とくちい将来の見通し、これについて若干御説明願いたいと思ひます。ただ、その数字が、最近ちょっとこういいます。

○政府委員(乙竹慶三君) 先生の御質問が、主として原料をどうするのかといふ点が重点がおありますので、簡単に御説明いたしますと、御指摘のよう、四十二年度の需給を産業構造審議会でいたしまして、いま先生御指摘の数字でござります。ただ、その数字が、最近ちょっとこうい

うふうに景気も悪くなつてしまいまして、少しべつておりましたので、少しべつてあります。

この審議会によります見通しでございますと、四十二年度に、紙の需要量は輸出を含めまして九百四十一万トンという見通しでございましたが、現在はちょっと落ちまして九百十三万トンというふうに見込んでおります。これに必要な材料でござりますが、バルブが、化纖用を含めまして、審議会見通しでは七百十七万トン、それに対しまして現在では六百八十一万トン、まあ少し落ちておりますけれども、これに対する原木でございまが、審議会の見通しでは二千二百十八万立米、

今回の見通しでは二千七十八万立米。御指摘のように、実はこの原木の確保がこれからだんだん大きな問題になつてまいりと思うわけでございまして、われわれは、極力この紙パルプ産業は、国内

産の原木、これはもちろんチップを含んでござりますけれども、これでまだかなつてしまりたいと

いうことで努力をし、特に農林当局にもいろいろお願いをいたしましてやつてまいりてきているわ

けでござりますが、だんだん足らなくなつてきています。四十二年度の審議会見通しによりま

すと、この二千二百十八万立米の原木に対しまして、所要原木に関しまして国内の供給可能が千八百七十四万立米、したがつて三百四十四万不足する。バルブ換算だと百九万トン不足する。今回

の見通しでござりますと二百四十六万立米不足して、バルブ換算では七十四万トン不足するといふふうな状況でござります。したがいまして、この

不足分につきましては、海外から原木で持つてま

りますが、あるいはチップで入れますか、ないしはバルブでもつて入れますかということにいたさねばならぬということになつてしまふわけでござります。

○北村暢君 いまのお話のように、もう不足することは明らかになつておるようです。その場合、輸入する点について、原木にするか、チップにするか、バルブにするか、このところが私は将来

の問題として非常にむずかしい問題だらうと思

うです。それで、大体原木で持つてくる場合は、なかなかバルブ材を原木で持つてくるということ

は、コストの面において、一般建築材を輸入する場合と違いまして、価格の問題でなかなか私は採算がとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チップの専用船で輸送しているようですが、こ

の状況ですね。また、将来チップの専用船を建造する場合の見通し、こういうものについて御説明願いたいと思います。

○政府委員(乙竹慶三君) 現在、本年チップで入つておりますのは、御承知のとおり、米国のチップが、約二十六万立米、米国のチップが入つて、これは針葉樹材、N材でござりますが入つておられます。したがいまして、いま御指摘のよ

うな話、あるいはアラスカからまあ持つてこようとして持つてき得ると、これが一番大きいよう

ございますが、船で輸送する船でありますから、相当まだくはずはチップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

ップがとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

ップがとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

ップがとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

ます。まだ相当大きな数量が可能のようですが、まだ数百万立米、これは御承知のとおりくす

材でございますので、製材所のくすを持つてくるわけでござりますが、大きな製材所がたくさんあ

るわけでござりますから、相當まだくはずはチップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

ップがとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

ップがとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

ップがとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

ップがとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

ップがとれないんじやないか。したがつて、チップで輸入する。現実にいまチップで相当入つてきて

いるんですが、チップで輸入する場合に、現在の状況を御説明願いたいと思うのですが、大体チッ

連材、これは今までシベリア開発の点からいつてきわめて粗放な採材しかしていない、大体山に六〇%くらい廃材として捨てられているような非常なむだな採材をやっています。最近それがソビエトでも、そういうむだなことをやつちやいかねというので、相当集約採材をやって、いわゆるチップまでとろとろと、こういうことのようですね。したがって、チップも日本に買ってもらいたいといふ要請が出てくるんじやないか。まあこれは自由化されているのですから、価格の問題で、アメリカよりソビエトのほうが安ければ、これは入ってくることになるだろうと思う。必ずしもソ連材はいま安くない。そういう面で伸び悩んでいるんでしょうね。そういう面で貿易面の折衝にあたつても、ネックは私は輸入業者にあると思うのです。それは、輸入業者がソビエトとの交渉の際に、輸出するものについて相当利潤をあげる。そして木材はある程度高くともがまんして輸入する、そういうことが問題にあるようですね。そういうふうな点からいって、機械類を輸出して利潤をあげて高い木材を買う、国内でソ連材であるよりもうけているのはいいない、みんな損をしている、そういうような不手ぎわがあるんじゃないかと思う。そういう輸出入関係のルーズさがあつて、ソ連貿易の木材というものがあまり入ってこないというようなうきらいがないとも限らない。そういう傾向があるということを私ども聞いているわけです。ですからそういう面における折衝というものが、資源的にいけばアメリカもソ連も無尽蔵というくらい、かえってソ連のほうが無尽蔵くらいはあるわけです。から、それが近いところが高くて遠いほうが安いというのはどう考へても常識的であり得ない。そういうことですから、私は考え方として、チップの問題もあるのですけれども、なるべく私は原木で輸入する方法を考えたら、国内産業の発展のためにも、チップ産業の保護のためにもいいのじやないか、なるべく国内の自給度をはかつていくといふことは、当然のことなんでありますけれども、なおかつ不足するものは、これは輸入せざるを得

ないわけで、そういう感じを非常に強く持っております。それからもう一つは、パルプで輸入する場合ですが、これは、どうもパルプの国際比価を分析したものによつて見ましても、パルプの場合には、まだ国際競争がある程度できる、国内のほうが若干安いといふように分析されておるようですが、一体これが国際競争できるような形じゃなくて、また輸入するほうが安いのかどうか、こちら辺の見通し。そういうことになれば、これはパルプ関係の専業メーカーといつものがあるわけですから、そういう点において、パルプがどんどん入ってくるということになると、これは国内の紙パルプ産業に与える影響というものは非常に大きいのではないか、このように思うのでござります。したがつて、原材料について国内の自給度を高めていく、これまた農林省の所管ですから、もちろんそちらでやつてもらわなければならぬが、それと同時に紙パルプ産業全体を見て、原材料の場合の輸入のしかたについて、原木、チップ、パルプ、こういう問題について、どのような著え方で対処せられるのか、この点をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(乙竹虎三君) いま御指摘の紙パルプの原料確保は、紙パルプ産業として非常にこれら一番大きな問題であると思うわけであります。私たちとしましては、この紙パルプ産業の原料ができるものを最優先的に使ひ、足らぬものを輸入するという方針で、まず国内でできますものが、なるべくやはり安く手に入りますように、農林当局にもいろいろお願ひをしておつて、対策もいろいろとつてまいつていただいておるということござります。お答えは逆になるかもしませんが、海外から入れます場合につきましては、これはなるべく原木ないしはチップで持つてまいりのがいいのではないか、ちょっと考えますと、パルプで持つてくると余分なものを運ばないで得であるといふように考えられる向こうもあるようあります

一ぺんかわからなくてはいかぬ、かわがすとでき  
上がった紙の製品が悪いというお話を聞いておりますし、それからチップで持つてきますと、これが  
またい燃料になるということをございまして、  
私どももチップなし原木で持ってきてそろばん  
が合うということに聞いておりますので、それから  
らまた御指摘のように、国内のパルプの業者の維  
持振興もはかつてまいりなければならぬといふ  
ことで、まず国内で国内原料を最優先に使い、不  
足分を海外から入れる、入れます場合には、原木ま  
たはチップをまず入れる、これはいすれも先生御  
指摘のような、そろばんの問題でございまして、  
業界が安いものを買っていくといふことになるわ  
けでございますが、ソ連材につきましては、同じ  
ようなことになるのではないか、これが御指  
摘のようだに、安く入手されるよりになれば、とにかく運賃等も安くかかるわけでござりますし、で  
われわれとしては、極力ソ連材が安く手に入るよ  
うに、これは貿易交渉等でもひとつ努力しなけれ  
ばならぬ、また、実績も若干上がってきておるよう  
でございますので、ソ連材もだんだん活用をは  
かってまいれるというふうに思つております。それ  
からチップ業者でござりますけれども、これは非  
常に零細な方がたくさんあるわけでござりますけ  
れども、これは確かにこのころ倒産しておられる  
方があるようでございます。これは私のほうの調  
べ——もつともこれは所管も違いますし、なかなか  
か手も届かないのですが、どうも不況で倒産して  
おられるということではなかろうか。チップの値  
段は、この際の不況時におきましても、われわれ  
おられます。製材業を本業に、チップを副業とする  
る。本業の製材のほうで、どうも不況で倒産して  
おりません。したがつて、チップのほうから原  
因ではあまりないのでなかろうか。ただ、相当  
チップ業者が毎年ふえておられまして、若干ど  
うも過当競争ぎみである。この辺のところは、業界

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
本件の提案理由の説明は、去る三月二十九日聽取いたしました。  
それでは、これより本件の質疑に入ります。  
なお、関係当局の御出席は、安井総理府総務長官、増子人事局長、山本人事局参事官佐藤人事院総裁、大塚人事院職員局長、中村労働省労災補償部長、以上の方々でござります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。  
ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

○伊藤彌遠君 私はこの国家公務員災害補償法に關連して、一、二、三お伺いしたいと思いますが、この法案は、申し上げるまでもなく、總理府の所管であり、人事院との密接な關係のもとに行なわれておる。また、労働災害という立場から労働省にも關係があるということで、多岐にわたるわけですが、お伺いすることについてはそれぞれの立場でひとつお答えいただきたいと思います。

まず最初にお伺いしたいのは、今回の補償法の改正の目途となるところの労働者災害補償保険法の改正については、すでに三十九年の十二月に労災保険審議会の答申によつて要綱がきめられており、四十八国会でもすでに成立を見ておるわけで、人事院の意見、申し出がそれから約一年もおくれて、本年の二月によくやく提出されておるということ、これは一体どの辺に理由があるのか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 労災保険關係は、これまでなかなかむずかしい法案でございまして、な

かなかその経緯等も簡単にはいつておりません。本来ならば、普通の法案でありますと、それがもう向こうの法案がスタートすると同時に、こちらのほうも歩調を合わせてスタートしていいことだと思いませんけれども、労災の場合はそういうことにもまいりませんので、つい時期的に向こうのはつきりしたためどのつくるを待つておったといふ形になつてしましましたので、いろいろおくれてきた。なお、労災関係が主なる今回の改正の動機にはなつておりますけれども、私ども、公務部内につきましてはまた別に、たとえば懸案になつておりました船員の問題というのもこれは相当大きな問題でございます。そういうものもござりますし、あるいはまた、各官庁——補償の実施に当たつておられます方々の御意見も十分承りたい、というようなあれこれから、心ならずもと申し上げてよろしいと思いますが、ことしの二月になって意見の申し出をするに至りました。こういう経過でございます。

○伊藤顕道君 国家公務員の災害補償が保険法の改正に対応するものである、こういう立場からお伺いすると、補償法の改正についても保険法の改正と同時に施行すべきであるということは、おのずから明らかになつてくると想うのです。この補償法は非常に複雑多岐にわたっている。そういうことはわかりますけれども、それとこれとは話は別であつて、やはり保険法の改正に対応すべきものであるという、そういう基本的な考え方から、一方が改正されれば即それに応じて改正があつてしかるべきだ。そこで保険法においては、保険給付の改正を本年二月から施行することになつてかかるべきだ。そこで保険法においては、保険七月一日になつているわけですが、ここにもそういう食い違があるわけですが、このことについては、経理府としては一体どううふうにお考えないるわけですが、にもかかわらず、本法の施行は

O伊藤顕道君 お話をどのように、二月一

日から労災保険法は実施になつております。それを受けて人事院からの意見の申し出がありまして、私ども国家公務員法の労災補償をいま御審議願つてあるわけですが、大体いまの国のほうの公務員のことだと思いませんけれども、労災の場合はそういうことにもまいりませんので、つい時期的に向こうのはつきりしたためどのつくるを待つておったといふ形になつてしましましたので、いろいろおくれてきた。なお、労災関係が主なる今回の改正の動機にはなつておりますけれども、私ども、公務部内につきましてはまた別に、たとえば懸案になつておりました船員の問題というのもこれは相当大きな問題でございます。そういうものもござりますし、あるいはまた、各官庁——補償の実施に当たつておられます方々の御意見も十分承りたい、というようなあれこれから、心ならずもと申し上げてよろしいと思いますが、ことしの二月になって意見の申し出をするに至りました。こういう経過でございます。

○伊藤顕道君 人事院總裁は。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どものほうとしては、

いま申しましたような事情で、非常に手きれいな

形で早くできておりませんから、あまり欲ばつた

ことは申し上げられませんけれども、しかし、で

きるだけ労災に近い段階において実施していただきたい、ということは当然のことでございます。

それから第二点の御質問の各省の意見の点でござりますが、これは、意見の申し出をいたします

までの間、実施機関である各省局と何回も協議を

いたしまして御意見を出していただいたわけでござりますが、これらの御意見の中には、非常に理

想的な、たとえば補償金額の算定にあたってボフ

マン方式を採用すべきであるとか、あるいは休業

補償は百分の百にすべきであるとか、そういった

点でのいろいろな理想的な御希望がございました

ところは申しあげられませんけれども、心のうちは、できるだ

けすみやかに、という趣旨であることは申しまでも

ございません。

○伊藤顕道君 次に、人事院にお伺いいたします

が、人事院の意見の内容について、保険法の改正

の内容と異なる点があるのかないのかという点

と、いまの申し出にあつて、特に問題となつた

点は、何があつたかどうか、もしあつたとすれば

どういうような問題か、こういうことを明らかに

していただきたいと思います。

○伊藤顕道君 人事院が申し出ました

意見と、それから御審議いたしております法案

とは若干——わずかですが、違う部分があるの

ですが、補償法においては一般労働者の面に比較

して公務員の特殊性を認めているのかいないのか、

こういうような点を明らかにしてください。

○伊藤顕道君 社会保障制度審議会の答申において、いろいろな問題に触れられておるわけです。

保険法と比較して補償法においては有利になつて

いる点もあるわけですが、そこでお伺いいたしま

すが、補償法においては公務員の特殊性を認めているのかないのか、

こういうような点を明らかにしてください。

○伊藤顕道君 大体において、補償給付

に関しましては労災との均衡がとられておるわけ

ですが、そこで御質問の労災との関係でもつて、

この点に関しまして差異が生じたといふ

ところのいわゆる補償の実施ですね、この間に

おけり合の問題、つまり合意を失わないようにき

めなければならない、こういう規定があるわけで

あります。そこでお伺いするわけですが、この兩

者のつり合いといふのは一律のようによく解釈した

らよろしいのか、こういう点について御説明いた

だときたいと思います。

○政府委員(大塚基弘君) 実はつり合いといふ問

題は、一応現在の国家公務員災害補償法では、実

施に開して均衡をとる、労働基準法及び労災法に

均衡をとるような意味の規定がござります。しか

これらの点が違います。それから、他の年金給付、社会保険関係の恩給法あるいは共済その他いろいろな調整関係がございますが、この調整関係は、国公務員関係との調整がわれわれの場合は基本になります。それから、労災のほうは厚生年金だと思われますが、その他関連した年金関係との調整違いますものですから、基本的な方式としては、条件に合わせて若干おくれることは、私ども、いつもやむを得ない、それを例にしてできるだけそれを近づけるということでござりますから、手続き上若干おくれることはやむを得ないんじゃないかなと思います。できるだけひとつ御審議をいただときまして早く実施に移したい、こう考えております。

それから第二点の御質問の各省の意見の点でござりますが、これは、意見の申し出をいたします

までの間、実施機関である各省局と何回も協議を

いたしまして御意見を出していただいたわけでござりますが、これらの御意見の中には、非常に理

想的な、たとえば補償金額の算定にあたってボフ

マン方式を採用すべきであるとか、あるいは休業

補償は百分の百にすべきであるとか、そういった

点でのいろいろな理想的な御希望がございました

ところは申しあげられませんけれども、心のうちは、できるだ

けすみやかに、という趣旨であることは申しまでも

ございません。

それから第二点の御質問の各省の意見の点でござりますが、これは、意見の申し出をいたします

までの間、実施機関である各省局と何回も協議を

いたしまして御意見を出していただいたわけでござりますが、これらの御意見の中には、非常に理

想的な、たとえば補償金額の算定にあたってボフ

マン方式を採用すべきであるとか、あるいは休業

補償は百分の百にすべきであるとか、そういった

点でのいろいろな理想的な御希望がございました

ところは申しあげられませんけれども、心のうちは、できるだ

けすみやかに、という趣旨であることは申しまでも

ございません。

それから第二点の御質問の各省の意見の点でござりますが、これは、意見の申し出をいたします

までの間、実施機関である各省局と何回も協議を

いたしまして御意見を出していただいたわけでござりますが、これらの御意見の中には、非常に理

想的な、たとえば補償金額の算定にあたってボフ

マン方式を採用すべきであるとか、あるいは休業

補償は百分の百にすべきであるとか、そういった

点でのいろいろな理想的な御希望がございました

ところは申しあげられませんけれども、心のうちは、できるだ

けすみやかに、という趣旨であることは申しまでも

ございません。

し、広い意味で国家公務員法——災害補償法の  
母法であるところの国家公務員法にはたとえば  
「情勢適応の原則」とかいうようなこともあります  
ので、かつて、国家公務員もやはり一種の勤労者  
として、給与が民間との均衡をとつておるような意味  
で、当然災害補償というような勤務条件に因して  
も均衡がとらるべきだと思われます。したがい  
まして、現在では、この改正案及び労災と比べて  
みましても、災害補償のいろいろな給付に因しま  
しては、まあほとんど部分は同様な方式をもつ  
てなされていると思います。ただ、先ほど申し上  
げましたよな一、二の点でもって今回は若干差  
異が残ったという形になります。で、あとはその  
二十三条に出てきます法令の実施についての均衡で  
の他いろいろな運用面での細部といふ実施面で  
の均衡というようなことは、当然認定基準等も労  
災とほとんど変わりありませんし、まあ均衡がな  
れてているものと考えられます。

○伊藤顯道君 なお、遺族の一時金の額ですね、これについてお伺いしますが、当分の間現行法の一時金の範囲内で人事院できる、そういうことにたてまえはなっておるわけです。そこでお伺いいたしましたが、人事院はどのように御決定なさるうとする方針なのがとくことと、ここで言ふ「当分の間」というのはきわめて不明確ですが、これはいつまでをさしておるのか、およそいつまでの期間を言っておるのか、こういうことをひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど職員局長が申しましたように、私どもの初めの意見書では、その点には触れておらなかつたのでありますけれども、法案の形において、ただいま御指摘のような形になつております。したがいまして、これは人事院で今後の検討をするということになつておりますが、私どもとしては、今まで千日分ということでお来ておりましたから、千日分を目指としていろいろこれからまた各省と折衝してまいりたいといふ気持ちを持っておりますけれども、それにつけても、ましても、この公務関係でのその関係の面を見ますと、労災保険法は、御承知のように、四百日分に今度なつたのですが、労働基準法では千日分になつておる、船員法なり船員保険法では千八百日分になつておるというよな、いろいろなまた手がありがりますものですから、それらをも総合討を続けておりますけれども成案を得たいといふふうに考えております。

う少し実情に合ったものに、人事院自体でそのつどひとつきめでもらおう、こういうことです。いざ範囲につきましては、これは公務員の職務の特性等もありまして、ある程度まで民間より広がった案を採用いたしておるわけであります。  
○伊藤顯道君 今回の改正が通るとこのスライド規定が設けられることになるわけです。そこでお伺いいたしますが、保険法では、平均賃金が二〇%以上アップした場合には給付の額は改定するということにはつきりした規定が設けられておるわけです。ところが、一方補償法では、今回国会に改正案が出されておる恩給法と同じように、ほとんど恩給法と同じような扱いになるわけですが、その間に画然とこう区別があるわけですね。これほどくいう根拠でこないう差別をつけておるのか、こういうことを御説明いただきたい。  
○國務大臣(安井謙君) お説のとおり、この労災の場合には二〇%を基準にして改定期が機械的に自動的に動くといふやうになつておりますが、いまお話しのありましたように、この公務員の労災補償、恩給、こういったものは一連のものであらうと思います。これはやはり実態上相当な変動があった場合にはこれを動かすべきものであるという、恩給法と同じような規定を同じレベルで採用しておくのが至当であらうということだとこなしております。  
○伊藤顯道君 私がお伺いしておるのは、この保險法に比較して、一方はもう平均賃金二〇%増加した場合には給付額を改定すると、保険法で明確な規定があるわけですね。それとの扱いの違いはどういうところに根拠があるかといふ意味でお伺いしたわけです。恩給法と同じような扱いにするということは、お伺いするまでもなく、そういうふうになつておるわけですが、恩給法と同等に扱いをするならどういう根拠かといふことでなくして、保険法は二〇%の増とか、給与の上がり下がりがあると給付の額を改定することになつておる。そういう規定は明確に出ているわけです。そ

○政府委員(佐藤達夫君) このスライドの問題は、私どもの部内で検討いたしておりました過程においても相当問題にしたのであります。結論は、ただいま総務長官が答えられましたように、結局公務部内と、いう面で見渡してみると、先ほどの、たとえば恩給その他年金制度とかいろいろありますものですから、それとのつり合いも考えなければならぬということで、ぎしきした表現はとりませんでしたけれども、これは何んの「措置を講ずるものとする」というので、非常に幅の広い規定でございますから、われわれとしては、この措置をとるべき時期等については、あらゆる条件をやはり勘案しながら適切な措置をとることを失しないよう、失わないようにしていきたいと、いうふうに考えておるわけであります。

○伊藤謙道君 人事院の御説明はいまお聞きしたところですが、そこで総理府にいま一回お伺いいたしますが、先ほどもお伺いしたように、大体この保険法と補償法については同一補償であつてかかるべきであるわけなんです。この平均賃金が二〇%増加した場合と、こういうふうに繰り返しお伺いするように、保険法では明確に給付の額は改定される。現行ではそういうことであつても、将来やはり総理府としては、同じようにある一定の賃金が上下した場合にはこれを保険法と同じように最もおうといふ、そういう検討をなさつていなかるべきであるわけなんですね。

○國務大臣(安井謙君) 重ねてのお尋ねでござい

まして、いまの民間の労災保険と国の災害補償は、基本的には、根本的には大体できるだけ同じような基調をとることが好ましいと思いますが、それつきまして、ある程度差があるというようなことがあります。あくまでもうこういう差別をこのままこれが合法であるというふうに考えて改定しようというお考えですか。

ねのスライドの問題につきまして、これは從来の  
えは労災保険でありますれば、一般的に二〇%とさ  
がるということは、すなわち労働のそのほうの収  
入も上がるし、保険の料金も相当あえていく。自  
然にそういう支給がやり得る状況も客観的にでき  
ると思うであります。國の場合は、やはり一方  
的な支給といふことも相なりますので、といつ  
てそれをやらぬというわけじゃございませんが、  
やるについてはこれを自動的、機械的にやるわけ  
にいきませんので、その間の事情を勘案してまた  
そのつどきあしていく。恩給法でも同様なことでお  
願いしております。しかし、これのやり方等につ  
いては、恩給法におきまして、恩給の今後の審  
議会等でさらに具体的なことも検討願つておる。  
そういうよろんな点で、具体的な方針が打ち出され  
れば、私も同じくそりいだような補償あるとい  
はれは、給与といったよろんな面を同じ歩調に将来直し  
ていきたいと思っております。

○伊藤顕道君 三十五年に設けられましたスライ  
ド規定によつて、傷害年金について一体どういうら  
ふうな調整をとつてきておられるのか、労働者の  
労災補償部長にお伺いします。

○説明員(中村博君) 先生のお尋ねは、傷害年金  
につきましては、一般の改正によりまして、年金額  
給付の範囲をいままで三十五年改正が一一三級  
までございましたのを七級まで広げて、これの  
年金部分のスライドにつきましては、労働省でつ  
くつております毎月勤労統計で、全産業につきま  
して労働者一人当たりの平均給与額が百分の二〇  
をこえまたは百分の八〇以上になつた場合、そ  
の場合はその上がった年の次の保険年度初めの四  
月からその料率に従つて改定する、こういかつ  
こうになつております。

○伊藤顕道君 いまの問題について人事院にも関  
係ござりますから、人事院にお伺いしたいのは、  
補償法による傷害年金について既裁定者について  
調整を行なつておられるか行なつていいのか、こ  
うしたことについて御説明をいただきたい。

○政府委員(大塚基弘君) 現行法ではスライドの調整は全然できないということではないと思われますけれども、講じ得ると思われますので、当然に今回の改正以後のことですが、現在までには行なつておりません。

○伊藤顯道君 これで質問は本日のところは打ち切るわけですが、いまのお答えで、現行はこうだということは明確になりますが、やはりこうい調整をお見えになつておりますが、やはりこうい調整は相当検討を要する問題だと思うのです。既裁定者についても調整を行なう、これは恩給についてもそういう方向で一步一步進んできてるわけですから、この傷害年金についてもやはり既裁定者についてのスライドといふことも必要だ。将来の展望としては、人事院としてはどういうふうに取り組んでおられるか、こういう方向をお示しいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) いま局長がお答えいたしましたように、従来は十七条の十に当たる条文がございませんでしたけれども、今度これが入りますと、幅が広い規定ではございませんけれども、いまお示しのような線を十分考慮して措置しないければならぬじゃないかというふうに考えております。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記起こして。

○委員長(熊谷太三郎君) それでは、先ほど審査を中断いたしました、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を再び議題とし質疑を続行いたします。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 通産大臣がお見えになると、あまり通産大臣との質疑を今までやつておりませんので、もう通産行政全般にわたって質問したい気持ちは一ぱいですが、同僚議員がなかなか熱心に審議をされたあとでありますから、

〔委員長退席、理事柴田栄君着席〕

できるだけ重複をしないように、大きい立場から三つの問題でひとつ質問をしたいと思います。

第一は、貿易関係。わが国の貿易は四十年度の実績、もちろんこれは認証額でありますけれども、通産省の発表によりますと、当初の計画よりも相当伸びておる。これはわれわれ也非常にいいことだと思っております。昨年から見ると一八五〇以上も伸びて九十億ドル以上上回つておるというこゝ、この貿易構造——貿易構造と申しますか、それについて若干ひととつお尋ねしておきたいと思うのですが、この貿易の主たる品目は重化学工業品ということですが、これについてもちろんわれわれも一応わかるんですが、専門家のひとつ通産当局に重化学工業品の輸出の現状と将来の展望、この趨勢で他の軽工業品とかあるいはそういうものとの比較がこれと同じような状態、伸びる方向で行政指導されておるのかどうか、この点についてお伺いしたい。

日本はもう一つはやはり労働の需給関係に大きな変化が起こってきてている。だから、どうしても今までのよろな、人間がふんだんにあり余るような時代ではなくて、相当やはり資本集約的な産業に変わつていかなければならぬと、いう国内的な大きな変化も起こつておるといふことで、どうしても日本の産業構造といふものがやっぱり重化学工業に変わつていかざるを得ない、こういうことで昨年度は重化学工業の輸出は六二%であります。が、もつとやっぱりこの傾向はもう少し高まっていくのではないか、傾向としては、そういうことで、今後の輸出を伸ばしていく上においては、相当重化学工業というものが、輸出を伸ばしていく上の中心になつていく大きな傾向を持つておる。数字は、振興局長から申し上げることにいたします。

しゃいました六二%前後四十年度に実績としては出ておりま

特徴といしましては、織維、食料品といったようなものの伸びは、やや頭打ちのところがあります。主として伸びておりますのは、金属及び機械といつた分野がずっと伸びてきておりますので、それが先ほどお話をありました重化学工業の方向へ下進んでおるのを数字的にはあらわしております。

○山本伊三郎君 いま言われました八十四億五千萬ドル、これはなにですか。十二月現在ですか。この四十年度の、要するに、実績見込みの数字ですか。

〔理事 桑田栄君退席 委員長着席〕

○政府委員(高島篤男君) 八十四億五千二百五ドルという数字は、一月から十二月までの通算統計の数字でござります。

○山本伊三郎君 わかりました。

○政府委員(高島篤男君) 八十四億五千二百五ドルといふ数字は、一月から十二月までの通算統計の数字でござります。

いま大臣の大体わが国の将来における貿易品目の構造については重化学工業が、趨勢といふことでなくして、わが国の産業としてもそういう方向で進めるべきであるところでございますが、これについて、いまよりっと大臣も触れられましたが、あとでまたお尋ねしますけれども、低開発国に対するプラン輸出とか、そういうものが非常に需要があると聞いておりますが、南北とか東西貿易と申しますか、そういう関係の重点はあとでちょっと私聞きますけれども、どういう将来の趨勢になるか。重工業を中心としたところの南北貿易の問題、これは一体どういうことになるのですか。

○国務大臣(三木武夫君) これは東西貿易ですか、共産圏の貿易ですか。

○山本伊三郎君 いや、南北です。

○国務大臣(三木武夫君) これは、南北問題については、現在はプラント本位の輸出といふものは、将来やはりどうしても低開発諸国といふものが重化学工業のマーケットとしては非常にやはり大きなマーケットになつていく。先進諸国はみずからが

やはり重化学工業の輸出国でありますから、だから、どうしてもマーケットとしては将来長い展望をすればそういう低開発国といふものが大きなマーケットである。これはいきなり——いま申したよ

うに、低開発国が重化学工業の段階に入つてくるまでには相当な年限がかかるわけであります。日本でも五十年の歳月といふものをかけて今日きた

ところでもありますから、近代のことですから、そのとおりに五十年かかるとは思いませんが、相当な年月が正規化される日があるに違いない。そういうことを考へると、大きなマーケットであつて、そちらでアジアのマーケットといふのは大きなマーケット、中共との関係といふものもやはり外交が正常化される日があるに違いない。そういうこ

とを考えると、大きなマーケットであつて、そちらで、これはいわゆる重化学工業といいますか、プラン類なども含めてそういうことは相当前後のやはり長期展望としてはいわゆる低開発諸国といふものにかなりなやはり重点が向けられていくに違ない、こう見ておるのであります。

○山本伊三郎君 質問のまだ焦点ではございませんので早く進めたいと思いますが、先ほど局長で

○山本伊三郎君 質問のまだ焦点ではございませんので早く進めたいと思いますが、先ほど局長で

いたが、あとでまたお尋ねしますけれども、低開発

国に対するプラン輸出とか、そういうものが非

常に需要があると聞いておりますが、南北とか東

西貿易と申しますか、そういう関係の重点はあと

でちょっと私聞きますけれども、どういう将来の

趨勢になるか。重工業を中心としたところの南北

貿易の問題、これは一体どういうことになるのですか。

○国務大臣(三木武夫君) これは東西貿易ですか。

○山本伊三郎君 いや、南北です。

○国務大臣(三木武夫君) これは、南北問題につ

いては、現在はプラント本位の輸出といふものは、将来やはりどうしても低開発諸国といふものが重化学工業のマーケットとしては非常にやはり大きなマーケットになつていく。先進諸国はみずからが

構造改革をやつて、高級な織維製品といふことにすればこれはやはり輸出の品目としても持続し得るし、雑貨などは、相当低開発国ばかりでなしに先進国にも、なかなかやはり生活のゆとりができる。これはいきなり——いま申したよ

うに、低開発国が重化学工業の段階に入つてくると、生活に対応化といいますか、いろんなケツである。これはいきなり——いま申したよ

ですから、この需要を満たすだけの産業の維持といふものは相当のものです。その上へ持つて来て、織維、雑貨でも先進国に對して高級品の市場開拓といふのが行なわれつあるわけです。高級品に對して。いままでは、そういう面では日本の物は安いというこの特徴で貿易を伸ばしてきました。このころはだんだん違つてきましたので、だから、織

維、雑貨といふものもやはり高級品——質的によくなるべく、そういうことと、なるべくやはり長期かかる。その間、日本は地理的に見ま

たな輸出といふものは持続していくと思ひます。しかし、どちらにウェートがあるかといえば、重ケツ、中共との関係といふものもやはては国交が正常化される日があるに違いない。そういうことを考へると、大きなマーケットであつて、そちらでアジアのマーケットといふのは大きなマーケットで、日本が質的に高級化していくに違ない、こういうことと、なるべくやはり長期展望としてはいわゆる低開発諸国といふものにかなりなやはり重点が向けられていくに違ない、こう見ておるのであります。

○山本伊三郎君 質問のまだ焦点ではございませんので早く進めたいと思いますが、先ほど局長で

○山本伊三郎君 特に織維、雑貨といふものは日

本の貿易の相当重要な部分がかかるでいると思ひます。現に、現在、低開発国、東南アジア、アフリカ

のやはり長期展望としてはいわゆる低開発諸国といふものにかなりなやはり重点が向けられていくに違ない、こう見ておるのであります。

○山本伊三郎君 特に織維、雑貨といふものは日

本の貿易の相当重要な部分がかかるでいると思ひます。現に、現在、低開発国、東南アジア、アフリカ

ですから、この需要を満たすだけの産業の維持と

いうものは相当のものです。その上へ持つて来て、織維、雑貨でも先進国に對して高級品の市場開拓といふのが行なわれつあるわけです。高級品に對して。いままでは、そういう面では日本の物は安いというこの特徴で貿易を伸ばしてきました。このころはだんだん違つてきましたので、だから、織

維、雑貨といふものもやはり高級品——質的によくなるべく、そういうことと、なるべくやはり長期かかる。その間、日本は地理的に見ま

たな輸出といふものは持続していくと思ひます。しかし、どちらにウェートがあるかといえば、重ケツ、中共との関係といふものもやはては国交が正常化される日があるに違いない。そういうことを考へると、大きなマーケットであつて、そちらでアジアのマーケットといふのは大きなマーケットで、日本が質的に高級化していくに違ない、こう見ておるのであります。

○山本伊三郎君 特に織維、雑貨といふものは日

本の貿易の相当重要な部分がかかるでいると思ひます。現に、現在、低開発国、東南アジア、アフリカ

のやはり長期展望としてはいわゆる低開発諸国といふものにかなりなやはり重点が向けられていくに違ない、こう見ておるのであります。

○山本伊三郎君 特に織維、雑貨といふものは日

本の貿易の相当重要な部分がかかるでいると思ひます。現に、現在、低開発国、東南アジア、アフリカ

ことでも適当ではないと思いませんが、ある部分の輸出といふものははずと統いていくに違いない。それには、織維などに對しても思い切って構造改革をやらなければならぬし、實的に高級品がつくれるような織維産業に変わらなければならぬし、また、輸出秩序という面もあるのですね。これは、どうもいろいろ輸出秩序の上において問題を起すような場合があつて、これはやっぱり永続的に市場を確保していくための障害にもなつてゐる。貿易の秩序、国内における産業構造を改革して、高級な織維、雑貨といふものに日本が移り変わつていく、転換していく、こうしたことさえ前提にするならば、軽工業の輸出の将来といふのはそんなんに暗いものとは思わないと考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 それでは、この輸出先、市場の問題についてちょっとお聞きしておきたいのです

が、年間輸出の先ほど言われました数字と比較いたしますと、この先進国向けがいわゆる圧倒的に

やはり多いのですね。これは日本の技術が非常に

進歩して、私はいいことだと思うのですが、しか

し、その先進国向けも特に米国との貿易、輸出が

多い。四十年度は二十八億七千万ドルですか、こ

れは認証額によるのでござりますが、相当伸びが

三一%以上伸びておるといふような実情を聞いて

おるのでですが、この間の実情はどういうことであ

るか、局長でけつこうです。

○政府委員(高島節男君) 先進国、後進国と

ちょっと二つにいま足した計算をいたしておりま

せんので恐縮でございますが、先ほど御説明い

たしました数字に基づきまして、大体どんなところへ出ているかを申し上げて、構成比率をお示し

しますと、まずアジア地域、共産圏を除きました

アジア地域が二九%, それからヨーロッパ、これ

も同じく共産圏を別にして一三%, それから北米が、カナダを入れましてアメリカだけでは

ございませんが、三二%、それから中南米が六%,

アフリカが九・五%, それから大洋州が四・八%,

共産圏が五・七%。このペーセンテージは全体を

八十七億ドルを見ておりますが、この四月から三月の数字を、実績ではございませんが、一応規定には、織維などに對しても思い切って構造改革をやらなければならぬし、實的に高級品がつくれるようないい織維産業に変わらなければならぬし、また、輸出秩序という面もあるのですね。これは、どうもいろいろ輸出秩序の上において問題を起すような場合があつて、これはやっぱり永続的に市場を確保していくための障害にもなつてゐる。貿易の秩序、国内における産業構造を改革して、高級な織維、雑貨といふものに日本が移り変わつていく、転換していく、こうしたことさえ前提にするならば、軽工業の輸出の将来といふのはそんなんに暗いものとは思わないと考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 それでは、この輸出先、市場の

問題についてちょっとお聞きしておきたいのです

が、年間輸出の先ほど言われました数字と比較いたしますと、この先進国向けがいわゆる圧倒的に

やはり多いのですね。これは日本の技術が非常に

進歩して、私はいいことだと思うのですが、しか

し、その先進国向けも特に米国との貿易、輸出が

多い。四十年度は二十八億七千万ドルですか、こ

れは認証額によるのでござりますが、相当伸びが

三一%以上伸びておるといふような実情を聞いて

おるのでですが、この間の実情はどういうことであ

るか、局長でけつこうです。

○政府委員(高島節男君) 先進国、後進国と

ちょっと二つにいま足した計算をいたしておりま

せんので恐縮でございますが、先ほど御説明い

たしました数字に基づきまして、大体どんなところへ出ているかを申し上げて、構成比率をお示し

しますと、まずアジア地域、共産圏を除きました

アジア地域が二九%, それからヨーロッパ、これ

も同じく共産圏を別にして一三%, それから北米が、カナダを入れましてアメリカだけでは

ございませんが、三二%、それから中南米が六%,

アフリカが九・五%, それから大洋州が四・八%,

共産圏が五・七%。このペーセンテージは全体を

けしかりませんので……。

○山本伊三郎君 それではヨーロッパ関係、特に

ECC関係のやつが相当さうに伸びておるよう

に

聞いておるのですが、その輸出品目がどういうよ

うなものが伸びておりますか、それと、ついでに

オーストラリア関係、ちょっと聞いておきたい。

いたして分けた数字でござります。これは経済見

通しを予算委員会用に各省思想統一いたしまして

つくりました際に、およそその地域別を整理してみ

ます。

月の数字を、実績ではございませんが、一応規定

も的確なものではございませんが、一応のあれで

ござります。そいたしますと、アジア地域が約

二九%ござりますから、それに中南米の六%を足し

て三五、アフリカを入れて四五、大洋州はまあ先

進国へ回しまして、大体四五%見当が後進地域と

一応分けられる。それに共産圏が五・七——まあ

五六%でござりますが、これを合わせると大体

半分。したがつて、残り、すなわち北米の三三・

ヨーロッパの一三、それにもまあ大洋州あたりも入

れまして大体半々というのがおよその見当である

かと思ひます。

○山本伊三郎君 時間の節約のために、具体的に

ちょっと聞いてみますが、その特に北米貿易は非

常にかさも高いのですが、北米との貿易の主たる

輸出品はどういうものなんですか。おも立ったや

つでいいです。簡単でいいですよ。

○政府委員(高島節男君) 大体の傾向で正確な数

字がないので恐縮でございますが、ことしは非常

に鉄鋼が伸びておりまして、これが相当に大きな

シーケンスをとつたかと思ひます。続きまして織維

品、雑貨等は相當に相変わらず大きな市場として

伸びております。そのほかに機械等が最近のこと

であります。

○山本伊三郎君 問題の焦点ですが、昨年、四

十年度は韓国に対する輸出が相当顯著に伸びてお

るようになっておりますが、これはもちろん日

韓条約の關係もまあ作用しておると思うのです

が、韓国とのいまのことはまあ輸出だけじゃ

なしに輸出入の關係はどういう状態になつていま

すか。輸入は主としてどういうものであつて、輸

出はどういうものであるか。

○政府委員(高島節男君) 暫時、資料をさがしま

すと正確なものが出てくるかと思いますが、大体

の傾向だけ最初に申し上げます。

韓国に対して伸びておりますおもな品目は、私

の記憶では、鉄鋼と肥料であったと思ひます。

それから輸入の關係は、主として食品、一次産品と

申しますか、農産物、それから鉱產物が若干——

韓国にはそう鉱產物はございませんが、農產物が多うございまして、そうしてノリとかその他の水産物も含めまして、一次產品の輸入にたよつております。

もう政治的な問題は、きょうは触れませんが、農產物と言われたが、米麦とかそういうものは相

当入つてゐるのですか。

○山本伊三郎君 まあ、海產物のノリの問題をな

かなかやかましく言っておるのですが、まあ、そ

ういう政治的な問題は、きょうは触れませんが、

どうも政治的な問題としては、輸入す

ることになるかもしれません。

○山本伊三郎君 その他の農產物としては、米が

ありませんが、米穀の需給によりましては、輸入す

ることになるかもしれません。

○説明員(今村賛君) 昨年米を六万トン輸入いたしましたして、本年度についてはまだ決定いたしてお

りませんが、米穀の需給によりましては、輸入す

ることになるかもしれません。

○山本伊三郎君 ほんにありますか。

○説明員(今村賛君) ノリその他の水產物關係、

それから、将来の問題としては、畜產物——牛、豚

等の品目が輸入されております。

○山本伊三郎君 これは大臣にひとつ聞いておき

たいのですが、日韓條約が結ばれて國交が正常化

したといわれておるのですが、韓國との輸出入の

關係ですね。これはやはり韓國としてもペイしな

ければ輸出超過ということには——韓國は輸入超

過ですか、そういうことはいかないと思うのです

が、通產關係でけつこうです。農林省關係は別と

いたしまして、通產關係で将来韓國も今後おそら

く工業に転換してくる。こなれば國は立たない

と思うのです。そういう關係で、通產省としては

韓國に対しても、外國ですかから別にこちらから希望

も何もできないのですが、どういう状態に韓國がな

りつつあるか。日本との關係において、そういう

ことを言えたらひとつ見通しあ。

○國務大臣(三木武夫君) 韓國との間に、有償、

無償合わせて五億ドル、こういうことについては、

韓國の經濟再建に役立つような計画を立てるわけ

ですから、それは毎年日本とも相談することに

なつておるわけです。そのときに、一応やはりこ

ういう日本の韓國に対する有償、無償の資金の供

与といふものは、韓國の意思を尊重するといふこ

とが前提になる。日本が軽々に主張して、こうことせよということであつては、やはり独立国としての自分みずからの一イニシアチブといふものは尊重しなければならぬわけですから、今後韓国の経済再建の案といふものが立案をされて日本と相談することになると思いますが、私は韓国といふものが、やはり一番に農業の面——韓國は食糧を輸出はしておつても十分ではないのです。アメリカの余剰農産物をだいぶ受け入れておられます。だから、農業の面、ことに畜産などといふものになれば、日本だって食生活が改善になって、相当食肉なんか輸入しなければならぬわけです。豪州とかアルゼンチンなどから輸入しているわけですね。そういう第一次產品の中ににおいても、日本と競合しないものといふものもあり得ると思います。そしてやはり、何としても農業の面といいますか、そういう国民の生活が安定するといふことが政局の安定にもつながるので、農業といふものに対しても、これが生産性を高めて、ことに日本なども長期的な契約のできるものは長期的に契約したらいといふことです。そして、国民的基盤をなす農業、水産も畜産も入れて、そういうふうなこともひつくるめて農業をやはり一つの生産性を高める。その次には、やはり軽工業といふものは当然に興るわけです。相当労働力は余っているわけですから、これに対する対応では、当初のうちは日本と競合するものが相当地あると思います。織維などはそうでしょう。しかし、いま言つたように、にわかにということになれば、日本が大打撃を受けるが、日本自身も構造改革を通じて、高級品をつくつて、そしてそういう低開発諸国が軽工業の方面で産業活動の余地が貿易の面においてもあるという配慮が必要ではないか。そういう形において、韓国の経済再建策が立てられるならば好ましいのではないかといふふうに考えておりますが、それは、韓国自身の考え方といふもの、これがもとになるわけでございます。

○山本伊三郎君　まだまだ尋ねたいことはあるのですが、これは調べればわかるのですが、特に

大臣に聞いておきたいのは、共産圏貿易、これは中共向けのやつは昨年度も相当上がつておつるにありますけれども、全体から見ると微々たるものだと思われます。それが、ソ連向けは減少しているということが数字で出ているのですが、これはどういう関係で落ちておられるにかかわらず、大きく伸びております。それ

に比較して、ソ連のほうが思うように伸びてないのではないか、確かにそういう計数が四十年度の実績としては出てまいつておられます。これはが輸出が一億六千八百万ドルということで、対前年比若干通商ベースで減つております。これはただ、延べ払いのものが相当ございましたので、通商ベースでは減つておりますが、為替ベースでは大体輸入とともにんぐらいで、赤字は正面から出ておりません。一億八千からそちらにふえて、受け取りは入つておるようございますが、そ

の事が端的にあらわしますよ。ソ連の現在の七ヵ年計画といふものが、ちょうど終末点で切られかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

ておられるのです。そこで、ソ連のほうが思つてないで、向こうはそういう考え方です。ですが、ソ連向けは減少しているということが数字で出ているのですが、これはどういう関係で落ちておられるにかかわらず、大きく伸びております。それ

に比較して、ソ連のほうが思うように伸びてないのではないか、確かにそういう計数が四十年度の実績としては出てまいつておられます。これはが輸出が一億六千八百万ドルということで、対前年比若干通商ベースで減つております。これはただ、延べ払いのものが相当ございましたので、通商ベースでは減つておりますが、為替ベースでは大体輸入とともにんぐらいで、赤字は正面から出ておりません。一億八千からそちらにふえて、受け取りは入つておるようございますが、そ

の事が端的にあらわしますよ。ソ連の現在の七ヵ年計画といふものが、ちょうど終末点で切られかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

ておられるのです。そこで、ソ連のほうが思つてないで、向こうはそういう考え方です。ですが、ソ連向けは減少しているということが数字で出ているのですが、これはどういう関係で落ちておられるにかかわらず、大きく伸びております。それ

に比較して、ソ連のほうが思うように伸びてないのではないか、確かにそういう計数が四十年度の実績としては出てまいつておられます。これはが輸出が一億六千八百万ドルということで、対前年比若干通商ベースで減つております。これはただ、延べ払いのものが相当ございましたので、通商ベースでは減つておりますが、為替ベースでは大体輸入とともにんぐらいで、赤字は正面から出ておりません。一億八千からそちらにふえて、受け取りは入つておるようございますが、そ

の事が端的にあらわしますよ。ソ連の現在の七ヵ年計画といふものが、ちょうど終末点で切られかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

りかえどきに来ておつたのが去年であるように見受けられます。したがつて、プラント類あるいは船といつたようなものの通商がこの年において相

ちやならぬとわれわれは思つておるのですが、そういう考へ方は間違いであるかどうか、この点だけひとつ聞いておきたい。

○國務大臣(三木武夫君) 間違いだとは私も思

ません。やはり日本は、中共貿易の拡大といふ

のは、将来日本の市場として考へた場合に、これ

はぜひ確保しなければならぬ市場であるといふ山

本さんのお考へはそのとおりだと思います。た

だ、それまでの間に、いま言つた外貨の問題もあ

るし、中国から日本が買えるもののが相当にある

と、外貨がなくとも拡大できるのですけれども

かなかやはり適当なものが多かないわけでありますから、そこで制約を受けるわけであります。し

かし、そろいいろんな制約のある中につても、

中共貿易を拡大していく、こういう意欲は、日本の

貿易政策の中で持たなければならぬという御意見

は、私もそのとおりに考へております。それ以上、

政經一体で中共をいますぐ承認せよとか、社会党

の外交路線になると、われわれの見解と違うところはございますが、貿易を拡大せよということに

ついては、やはりそのとおりに考へております。

○山本伊三郎君 これからこれを進めるに、大臣

との間の論争だけで結論を得られませんし、きよ

うは時間ないので、いずれまたゆづくりとお話

したいと思います。

それじや、次の問題に移りますが、実は日本の

四十一年度の経済成長にも関係があるが、特に通

産省関係の設備投資の見通しですね、それを聞く

前に、ひとつ四十一年度の鉱工業生産指数は、三

十九年までは私まあ見ておるのですが、四十年度

はまだ出ておらないのですが、四十年度は実績見

込みになると思いますが、三十九年では総合で一

六六・二、これは三十五年を一〇〇としてこう

なつておるのですが、四十年度はどれほどの指數

になつておるか。

○政府委員(島田喜仁君) 一七三・九ぐらいにな

ります。

○山本伊三郎君 これはまだ実績見込みですね。

○政府委員(島田喜仁君) そうです。見込みです。  
○山本伊三郎君 鉱工業部門ですがね、鉱業は石炭産業のああいう不振で、これはもう伸びておらぬのですが、製造業は、三十五年からは高度経済成長の波に乗つて相当上がつておるのですが、三

十九年の一六九・一、これはもちろん三十五年を

一〇〇としてですが、製造業の場合は、四十年度

の実績見込みはどのくらいになつておりますか。

○政府委員(島田喜仁君) 一七六・七ぐらいの実

績に見込んでおります。

○山本伊三郎君 ちょっとあとの質問との関係があ

るから参考までに聞いておるのでですが、鉱工業

生産指数をあなたのことから発表されているも

のがおもなものだと思いますが——特殊分類での

生産見込みは、資本財が、圧倒的に

経済成長の波に乗つて指数が伸びておる、生産が

あがつておるので、三十九年は一九八・九、

これは四十年度では二〇〇をこしていますか。

○政府委員(島田喜仁君) 一二〇九・五だと思いま

す。

○山本伊三郎君 そこで、この点でひとつ聞いて

おきたいのですが、現在の経済成長の線を安定成

長だと言つておられますけれども、その情勢に

よつて、まだ高度経済成長の関係が設備投資の中

にうがわれるのですが、資本財の生産の伸び、

成長率と、非耐久消費財の伸びとは、雲泥とは言

產財のほうは四・二%の上昇、むしろ非耐久消費

財なり生産財のほうが最近の情勢では少し伸びて

おります。ただ、最近の状況では御承知のように、

需要構造というものがやっぱり変化をしてまいり

ますので、やはり消費水準の上昇とともに消費内容

が変わつてしまつてやはり非耐久消費財から

耐久消費財に変わっていく、こういう状況が考え

られると思います。また、資本財、生産財等につい

て、そういう経済の構造の高度化の趨勢によりま

して変わってまつて、こういうことであります。

○山本伊三郎君 いま言われた七%というのは三

十九年の伸び率ですね。

○政府委員(島田喜仁君) そうであります。

○山本伊三郎君 それじゃ具体的に聞きますが、

通産省関係の設備投資の四十一年度の一応の見通

しといふものは出されているんですが、昨年

四十年度よりも若干下回るという——数字が間

違つておつたらあとで指摘してもらいたいんです

が、四十年度は、通産省関係では一兆六千六百億円

の差は……。

○政府委員(島田喜仁君) ただいま申し上げまし

たのは指數でございますが、三十九年度に対しまして四十年度がどの程度の伸び率、上昇率を示すか……。

○山本伊三郎君 いやいまの数字でいいんです。

指數でいいんです、それは計算すれば出るんです

からそれでいいんですが、いまの政府が推進して

いる経済成長から見ると、鉱工業の生産といふものはいわゆる建設資材に一応重点といいますか、

結局そならざるを得ないのだが、いわゆる消費

財ですね、非耐久消費財の伸びが、三十五年を

一〇〇としても非常に伸びておらない、伸びてい

るのは伸びておりますが、しかし、資本財とか生

産財から見ると、その伸びは非常に低いのだが、

この関係をどう見ておられるかといたところであります。

○政府委員(島田喜仁君) たゞいま私が申し上げ

ようと思っておりました、たとえば三十九年度と

四十年度の上昇の最近の状況を申し上げますと、

やはり資本財のほうは2%の上昇率でござりますが、非耐久消費財は七・一%の上昇、それから生

産財のほうは四・二%の上昇、むしろ非耐久消費

財なり生産財のほうが最近の情勢では少し伸びて

おります。ただ、最近の状況では御承知のように、

需要構造というものがやっぱり変化をしてまいり

ますので、やはり消費水準の上昇とともに消費内容

が変わつてしまつてやはり非耐久消費財から

耐久消費財に変わっていく、こういう状況が考え

られると思います。また、資本財、生産財等につい

て、そういう経済の構造の高度化の趨勢によりま

して変わってまつて、こういうことであります。

○山本伊三郎君 いま言われた七%というのは三

十九年の伸び率ですね。

○政府委員(島田喜仁君) そうであります。

○山本伊三郎君 それじゃ具体的に聞きますが、

通産省関係の設備投資の四十一年度の一応の見通

しといふものは出されているんですが、昨年

四十年度よりも若干下回るといふことになりますが、

その点どうなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) いま大臣から御答弁が

ございましたように、全体としては横ばい程度でいつてもなおかつそろ

う傾向があるんですねが、そういうものは先ほど

申しました貿易関係、内需関係から見て、設備過

剰というような結果を起こさないのかどうか。い

ま通産大臣は横ばい程度でいつてもなおかつそ

う結果になるんじゃないかということですが、

その点どうなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) いま大臣から御答弁が

ございましたように、全体としては横ばい程度でいつでもなおかつそ

う傾向があるんですねが、そういうことは先ほど

申しました貿易関係、内需関係から見て、設備過

剰といふことになりますが、この点はどうなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) 非耐久消費財は四十年度

一五〇・二の見込みであります。

○山本伊三郎君 生産財と非耐久消費財との伸び

の差は……。

○政府委員(島田喜仁君) ただいま申し上げまし

ますが、四十一年度は若干その設備投資が下がつてくる、下がるといふより横ばい程度だといふんですが、これはどういう通産省としての考え方でちょっと聞いておきたい。

○國務大臣(三木武夫君) 大体四十年度が一兆五

千五百億円、これは前年度の、三十九年度の実績

の横ばいといいますか、これが

ちょうどいいと思いますが、四十一年度並みの水準

度は多少疏安とか石油、鉄鋼、電力などの一部の

業種が前年度の水準を上回るようなものもあります

して、全体としては四十年度並みの水準である。

上回るものもありますけれども、また一面に、合

成機器とか電気機械、石油化学工業等は前年度の

水準を下回るものもある。こういうことで四十年

度並みの水準にとどまるものと、こううふうに

考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 大体横ばい程度が通産省として

は、いまの佐藤内閣の経済成長の線に乗つたいわ

ゆる安定成長の線としてはこれが妥当だ、こうう

ことですが、特に鉄鋼部門では非常に、これは民

間産業ですが、意欲的にこれを投資を増加しようと

いう動きがあるんですねが、これは鉄鋼だけ

もないと思いますが、石油精製においても若干そろ

う実情になつておるか、もちろんこの非耐久消

費財といふものについては品目を精選しております

が、そういうことでなくしてこの範疇に入れ

られると思います。また、資本財、生産財等につい

て、そういう経済の構造の高度化の趨勢によりま

して変わってまつて、こういうことであります。

○山本伊三郎君 いま言われた七%というのは三

十九年の伸び率ですね。

○政府委員(島田喜仁君) そうであります。

○山本伊三郎君 それじゃ具体的に聞きますが、

通産省関係の設備投資の四十一年度の一応の見通

しといふものは出されているんですが、昨年

四十年度よりも若干下回るといふことになりますが、

その点どうなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) いま大臣から御答弁が

ございましたように、全体としては横ばい程度でいつてもなおかつそ

う傾向があるんですねが、そういうものは先ほど

申しました貿易関係、内需関係から見て、設備過

剰といふことになりますが、この点どうなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) いま大臣から御答弁が

ございましたように、全体としては横ばい程度でいつてもなおかつそ

う傾向があるんですねが、そういうことは先ほど

申しました貿易関係、内需関係から見て、設備過

剰といふことになりますが、この点どうなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) ただいま申し上げまし

ておる範囲について、どういう実情になつておるか、この点をひとつ説明をいただきたいと思

います。

○山本伊三郎君 これはまだ実績見込みですね。

いたしましては、やはりいま先生のお話のようないい通産省あるいは二重投資といふようなことにならぬような方向で、政府も業界も話し合いをして、あるいは通産省にあります産業構造審議会等で学識経験者も含めまして、十分に検討をいたし、必要があれば、行政的な指導もいたしてまいりたい、こういふふうに考えております。

○山本伊三郎君 いまの自由主義經濟に立脚しておる政府としては、それはまあ無理であるけれども、家庭電気産業にしても、鉄鋼もそうですが、設備過剰ということはもうどこでも言われておるんですね。それが私は資本といいますか、資金のむだ使いだ、こういふわれわれの觀点におるんですね。それがやはり製品の物価に私は影響していく。大体これは自由主義經濟の原則は、これは初步的な考え方ですが、製品を売れば値段が下がるということは当然です。品物がふえれば値段が下がるのは当然です。その値が下がらないというのには、そういうところに過剰設備をしたものを作らなければ企業はもたないといふ形でそれを補完すれば企業はもたないといふことで、いわゆる労働者の帰休制度とか、ある起きたんですが、こういう点は、少なくとも政府は各業界の自肅に待つてやることでござりますが、これに対する政府に望むことは無理であるけれども、もう少し計画的な産業構造といいますか、特に設備に限らずでも、設備投資については計画的なものが出来ないのが、非常にむずかしい問題ですが、單にこれは企業の経営の問題でなくして、これは労働者にも大きい影響を来たす問題ですから、この点について通産省としてはコントロールする方法はない、業者の自肅やらざるを得ないということであるがどうか、この点はどうですか。

○国務大臣(三木武夫君) 自民党政の立場とい

おいても重複します。これはやはりある程度、産業構造審議会などの資金部会などもあって、将来の需要というものを、相当長期にわたる需要の推移というものを見通して、そしてそういうところで一つの指針が出来まして、そしてそういう上に乗つて各企業が自主的に設備投資なんかを調整するような、そういうふうな産業の一つの慣習といいますか、ビーハーピアというか、そういうものを作り出したいとわれわれは考えておるのでございます。これは必要があれば法的規制をやっていい。ある特殊な産業については、一般的に設備投資に対して法的な一つの制限を加えるということが經濟の発展、經濟の実情にも沿わないのです。さういふので、いま申したような形で政府、民間一体になって投資を効率的に運営するという仕組みを自由經濟の上においても編み出して、いたいといふことがわれわれの考え方の基礎でござります。

○山本伊三郎君 大臣は通産行政に相当明るいと仰ることも漏れ承つておるのですが、われわれ社会党の言つておる計画經濟、まあ社会党もそんなことはないで、直ちに計画經濟をしろとは言っておりません。しかし、少なくとも鉄鋼とか石油、電力というようないろいろ基幹産業について、これは国民全般に影響するところが大きいです。それに過剰投資といふことで、これはおそらく国民の金でやつておると思うのですね。一応銀行に預けておるけれども、ほとんどはそこに投資して回されておるのですから。そういうむだをやはりどうしてなくしたらいいか。今まで産業構造審議会みたいな審議会があつていろいろ意見を聞いておることを私も聞いていました。そういうことはあり得べからざることであつて、調べてみますと、これは私ちよつと聞いたんでございまば、一企業が横になつたからといって国民經濟を犠牲にすることはやはり通産省の任務を果たしておるとは思えない。それは今後も必要があつたらやるつもりです。しかし、そういうふうなことは問題が起つてやるといふのでなくして、鉄鋼のことをきものは、山本さんがおっしゃるように、もう少しやはり秩序のある、競争の原理はいいけれども、その競争の原理の中にやはり秩序を打ち立てることが必要なんです。明日から鉄鋼の問題について、鉄鋼に関する基本問題小委員会と、いうものを開きます。そしてやつぱり鉄鋼企業に対してのあり方といふものを根本的に検討してみる、それは鉄鋼の需要は将来伸びていくで、伸びるといつてもどうせ一年の伸び率といふものはまあ三百万トンかそこらでしようからね、むやみにいきなり一千万トンも伸びるわけではないし、そういうことで相当な資金を食うけれども、日本国民の利害から考えたら私はそろはいかないと思うのです。ところが、いまの政府の方針がないと思うのです。ところが、いまの政府の方針

ではそれはできない。いまの政府にそこまでやれることはなると、それはおそらく財界あるいはそういう産業界からの大きな問題が起ります。だからできません。いまの政府としては、自由主義經濟を基盤としておるけれども、やはり何かしら国民全体に非常に不利益であろうと思うのです。その点について大臣はどう考えておられるか。

○国務大臣(三木武夫君) 必要があればやはりわれわれは全責任を持って行政が産業に関与する必要がある。勧告操縦といふま例をおあげになつたが、これはいま法律的には設置法を基礎にしてできてるのですから、通産省の設置法を法的根拠にしてやつたのですから、必要があつたら、われわれは国会や国民に対して全責任を負うのですから、それは大いに、大いにといって奨励することができるのですから、必要があつたらやつてよろしいという私は意見、今後も必要があつたら、これは乱用はいたしませんけれども、やる必要がある、いわゆる国民經濟全般のために必要があつたば、一企業が横になつたからといって国民經濟を犠牲にすることはやはり通産省の任務を果たしておるとは思えない。それは今後も必要があつたらやるつもりです。しかし、そういうふうなことは問題が起つてやるといふのでなくして、鉄鋼のことをきものは、山本さんがおっしゃるように、もう少しやはり秩序のある、競争の原理はいいけれども、その競争の原理の中にやはり秩序を打ち立てることが必要なんです。明日から鉄鋼の問題について、鉄鋼に関する基本問題小委員会と、いうものを開きます。そしてやつぱり鉄鋼企業に対してのあり方といふものを根本的に検討してみる、それは鉄鋼の需要は将来伸びていくで、伸びるといつてもどうせ一年の伸び率といふものはまあ三百万トンかそこらでしようからね、むやみにいきなり一千万トンも伸びるわけではないし、そういうことで相当な資金を食うけれども、日本国民の利害から考えたら私はそろはいかないといふことを大臣はつきり言わればそれで解消しました。

時間過ぎましたから、この問題、各電力、磁石、

自動車、石油化学、そういうものについての答申の実情を聞きたいのですが、これは調べたらわかることがありますから、できればお願ひしておきたいのですが、通産省の資料はできましたらひとつ出していただきたい、要要求いたします。

次に、もう最後の問題ですが、最後というてもちょっととほくのやつ長いのですが、資本構成と物価との関連で、これは私の意見も入りますが、お聞きしておきたいと思うのです。これは通産省は専門の省ですから、御存じのように、わが国の法人関係だけをとてみましても、資本構成いわゆる自己資本と他人資本との間のバランスが非常に悪くなっている、これについてはいろいろわれておるので、その原因も聞いておりませんが、これに対する対策ですね、この対策についてどういう考え方でおられるか、今までの経過は知っておりますから。

### ○國務大臣(三木武夫君)

これは御指摘のようないい

ことの例はないですね、二〇%、自己資本が悪く

中小企業では一四%ですからね、これを自己資

本をふやしていくことが今後のやはり日本

の企業の体質改善の上においては非常に必要です。

また物価にも、山本さん御指摘のように、やはり

資本費がかかりますから、金利負担が多くなるか

ら、これは影響あります。この影響の程度は別と

して影響はございません。そこでこれを一體資本構

成の比率を是正するためには、政府も今年度から

相当法人税なんかを減税して、企業の蓄積をふや

していくよりほかないわけですから、そういうこ

とで企業減税といふものを所得減税と並行するよ

うな形でやつて、そして企業の蓄積をふやしてい

こうという政策をとつておるわけであります。い

ずれにしても、やはり企業の蓄積をふやして自己

資本といふものを蓄積できるような条件をつくる

よりほかないので、やつぱり中心は、こと

に減税などが今後法人税のこときもの、これだけ

で終わらないで減税をしていくといふことも必要

になつてくるといふことが中心になるのではない

か、企業活動が旺盛になつて相当潤利をあげても、

税金が高いと蓄積のいとまがないですから、そろ

うことですかね、これがお願いしておきたいの

ですが、通産省の資料はできましたらひとつ出し

ていただきたい、要要求いたします。

○山本伊三郎君 大臣はどうもニュアンスのある

よろな答弁をするが、企業減税を触れられました

が、それはいいといたしましても、資本金——いま

言わされました——、中小企業資金が五千万円

以下のところでは、自己資本は一三%から一四%

しかありません、大企業になつても一二%程度

だということですから、私はこのままでいくと大

企業の場合もさうだが、中小企業の場合には一つ

のちよつと不況の波が来ればおそらく倒れるを得

ない、中小企業をどうこう言われますけれども、

年末にちよつと中小企業金融をゆるめたところで、

こんなものはさしみのつまにもならない状態だと

思ひのですが、減税によってやると言われる

らしい主張されました、企業減税をやると言われる

ことですが、これは私の拾つてみた数字ですが、こ

ういうものが出ておるので、減税もいいで

しょう、ここでは所得減税か法人税の減税か企業

減税かということは論争いたしませんが、二十九

年から三十九年までの国民所得の推移の中で、実

は法人所得のうち個人配当と内部留保、法人留保

の伸び率を見ますと、個人配当が圧倒的にやは

り伸び率が高いですね、これは法人所得だけを申

しますと、個人配当は三十五年を一〇〇として三

十九年は二〇五・四という、倍以上に個人配当が

伸びておるので、ところが、法人留保、社内留

保と申しますか、いまさら自己資本の中の最も大

きい要素として有利な社内留保のやつは一九・

三という、問題にならないほど伸びはない。ばく

小企業だけではない、大企業まで倒れるという時

期があつた。そういうことから見ると、いろいろ

影響したと思つた。だから私は企業の経

営の堅実性といいますか、そういうものは私非常

に危険なところにあつたと思う。したがつて、不

圧倒的に伸ばしてきました。だから私は企業の經

営に影響したと思つた。だから私は企業の經

</div

とが、政府の政策としては妥当なのではないか。

事情の違う企業に何年間でどうということで、そういう計画的にはなかなかやりにくいのではないかと考えるのでございます。

○山本伊三郎君 いまままで聞いたうちでいまの答弁については承服できない。というのは、昭和二十九年から今日まで徐々に上がりつつあるのなら、大臣の言われたことについてはある程度了解できるのですが、年々自己資本は減ってきておるのであります。今日、日本の産業は金融独占だとわれわれが言うのは、どういう企業でも、大企業でも、金融機関がすべて支配している。というのは、自己資本がこういう状態でありますから、借金しなければいけないのであります。したがって、金融独占といふことは、当たるか当たらないか知りませんが、私は、企業を支配していると思う。これは政府の金融機関に対する政策であるのかどうか知りませんが、これは日本の産業、金融界を通じても、私は一番大きい危機だと思っておる。大臣は、将来そういうことで努力するというが、だんだんと十年間でずっと低下しているこの問題を、どこでせきとめるかという問題を、私は言っている。徐々に上がりつた私には言いませんよ。だんだん減りつつあるのに、大臣はいま、将来は、と言ふけれども、将来はどういう方法でせきとあるかという方法がわからないのです。その施策がどうかということで言つておるわけです。そういう手がないといふことだけつこうです。

○政府委員(島田喜仁君) 今年度は自己資本の充実につきましては、法人税につきましては自己資本充実のための施策を講じておりますし、御承知のように、増資の促進の問題につきまして、あるいは公社債流通市場の育成の問題等も含めまして、政府は、審議会あるいは政府自身といたしまして、も、自己資本の充実の問題にすでに取り組みつつあるわけでございまして、ただいまお話をのように、現在までは自己資本の比率が下がっておりますけれども、これを高めるためのいろんな施策を講じ

てまいりたいと思つております。

○山本伊三郎君 それはいろいろ施策はあるであります。しかし、企業は負担したやつについてはそれだけのものはこうやらなければいかぬといったような論点は現在なうのでしよう。

○国務大臣(三木武夫君) 政府ばかりでなしに、企業自身もこういう状態は困つているのですよ。金利負担がコストの中で七%ぐらい占めておるのですから、資本費の中で、これはやっぱり自己資本であつたらそういう負担は要らぬわけですから、だから、そういう施策を通じて企業に蓄積ができるようになればみなやりたいのです。だから、何も法律的に強制して、減税分は全部どうしろということにはなつてないけれども、企業自体もやりたいという意欲はある。やれるように企業減税など大いにやつてくれといふことが日本の経済界の要望なんですから、しながら、いま申したような減税とかその他の施策といふものが進んでいくべきであるといふわけですが、いまの答弁では、内閣委員会は通産の所管委員会でないから、これ以上は遠慮しますけれども、いまの答弁では、三木通産大臣であつても私は承服はできないと思う。ただ産業関係は、企業関係の方々は資本蓄積のことで努力しておられますけれども、いま資本費の負担が重なつたのでは国際競争力が非常に弱まるということは考へておるのである。みなが好むことでありますから、そういう条件をつぶれは、いま企業局長の申したように、だんだんと資本の構成の比率は是正されしていく方向にいくであろう。しかし、これは相当の年月がかかるに違いない。急には解決できないと考えております。

○山本伊三郎君 こういう問題を論争しておつておられるが、日本と同じような環境にあつた西独の場合には、すでに四〇%くらい自己資本が上がっているようあります。日本の場合は二〇%を割ろうとしているようありますが、私はこの問題が物価に相当影響しているといふことを考えて言つておるのですが、私が投資をしてどうこうということではないのです。したがつて、他人資本に依存しているということは、特に金融

機関に依存しているということは、日本の高金利と相呼応して非常に私は物価の上昇を促進しているのではないかといふので、私は物価関係のほうにも関係しておりますけれども、通産省管轄としておられるが、そういう指導といふことは、やれ言つても、法的に、これだけのものはこうやらなければいかぬといったような論点は現在なうのでしよう。

○国務大臣(三木武夫君) これはどうしても借金が多いとこれに対しても金利負担も重なるわけですから、それが物価に対しても影響がないとは言い切れない。したがつて、世界的には出本さんの御承認のように、金利は上がつておるわけです。日本はやはりこれを低金利政策といつてもいいでしょう。金利を下げていつてはいる。中小企業関係でも、これは九月に下げてまた四月に下げたのです。相手においでになるというので、いつもは国対関係で忙しくて来られないのだが、きょう見えるというで、この点だけはぜひ通産大臣に考えてもらわなければならぬというわけですが、いまの答弁では、内閣委員会は通産の所管委員会でないから、これ以上は遠慮しますけれども、いまの答弁では、三木通産大臣であつても私は承服はできないと思う。ただ産業関係は、企業関係の方々は資本蓄積のことで努力しておられますけれども、いまの金融関係の力から見ると、それはできないことだと思うのです。歩積み両建てにいたしまして、中小企業は非常に資金にもう枯渇をして、死ぬか生きるかにある。わずか百万円か二百万円を借りようとしても、実は六割くらいしか手に入らない、非常に高利率になつておりますよ、金利が。

そういう中で日本の産業、特に中小企業を伸ばそうといつたって、伸ばすにも安定保護をしようとしても、だめだと思うのですね。本会議なり、予算委員会なりで、大臣が中小企業に対してもうこうと言われますけれども、それは言うだけであつて、数字にあらわれたこの問題一つですら基本的に解決のめどといふものをはつきりさせないで物価問題を論ずる私は資格はないと思う。また、中小企

と思うのですが、きょうはそこまでは言いません。この点についてはぜひひとつ政府、特に通産大臣にお願いしておきますが、単に自己資本の多い少

ないはその企業の健全性だけではなくて、日本の物価の問題にも、あらゆる問題にも影響してくるというように私は思つておるのですが、この点について通産大臣の考え方をひとつ聞いておきたいと思う。

○国務大臣(三木武夫君) これはどうしても借金が多いとこれに対しても金利負担も重なるわけですから、それが物価に対しても影響がないとは言い切れない。したがつて、世界的には出本さんの御承認のように、金利は上がつておるわけです。日本はやはりこれを低金利政策といつてもいいでしょう。金利を下げていつてはいる。中小企業関係でも、これは九月に下げてまた四月に下げたのです。相手においでになるというので、いつもは国対関係で忙しくて来られないのだが、きょう見えるというで、この点だけはぜひ通産大臣に考えてもらわなければならぬといふわけですが、いまの答弁では、内閣委員会は通産の所管委員会でないから、これ以上は遠慮しますけれども、いまの答弁では、三木通産大臣であつても私は承服はできないと思う。ただ産業関係は、企業関係の方々は資本蓄積のことで努力しておられますけれども、いまの金融関係の力から見ると、それはできないことだと思うのです。歩積み両建てにいたしまして、中小企業は非常に資金にもう枯渇をして、死ぬか生きるかにある。わずか百万円か二百万円を借りようとしても、実は六割くらいしか手に入らない、非常に高利率になつておりますよ、金利が。これは非常に構造上の問題もあります。労働賃金に日本の場合問題がある。消費者物価の場合には、いうものが物価にはね返ることを少なくするといふ努力をしているわけですが、卸売り物価は問題はないのです。大体横ばいですから。消費者物価に日本の場合問題がある。消費者物価の場合には、これは非常に構造上の問題もあります。労働賃金度ですからね。ここにやつぱり中小企業といふものがどうしても労働賃金が急激に上昇すれば物価に転嫁されるのですよ。それはね。生産性で労働賃金の上がつたことに対するそれを吸収していくなければならぬ。吸収できないのですからね。だから、物価それ自体の、もう直接の物価抑制策といふものもむろん必要であります。一面において農業とか中小企業とかいう低生産部門のやつば

り体質を改善して、これを生産性を高めていくことを  
いう努力も伴わなければ、ただ資本構成といふこと  
の問題だけが物価問題のきめ手であるといふふうには私は考えない。やはりそういうふうな生産性  
を高めるための施策と、いふものを今後やっぱり強  
力に進めていかないと、なかなかいまのような状  
態では消費者物価といふものを非常に低い水準に  
持っていくことはなかなかむずかしい。だから、  
いま言つた農業、中小企業の近代化、生産性の向  
上ということは今後政府がやっぱり相当年限をか  
けて力を入れていかなければならぬ点であると。  
いま相当やつっていますけれども、私もやっぱり十分だとは思ひぬですよ。もっとやっぱり積極的に  
やらなければいけない。まあ近代化や高度化の資  
金といふものは無理してやつていますから、利子  
をとらない資金を出しているのです。政府としては、まあ相当な意欲は見せておるのですけれども、  
まだまだこれは十分だとは思はない。そういうと  
ころからことないと、なかなかこの日本の現在のよ  
うな低い生産部門が相当消費者物価に影響する面  
がたくさんあるような場合には、物価問題といふ  
ものの根本的解決といふものはできないと、そつ  
いふことで今後力を入れていきたいと考えておる  
次第でございます。

員会で経済企画庁長官、約束したけれども守られることはない。しかし、それは無理だという、私は。いまの自由主義經濟で、政府が統制力がないからやれない。無理だけれども、しかし、正直に話をしましょ。うじやないかと、できないものはできない。どこに欠陥があるかと。國民がこうすればいいじゃないかと、いうことを言つてもらいたと言つたのですけれども、まあ今度は五・五%で抑える。經濟成長が七・五%だからその程度でいkdir。こういろいろ大きな立場から言われておりますが、私はその要素の中に自己資本の問題もこれは含まれると思う。もしそれをやらずにして中小企業の問題、それだけの問題じゃありませんけれども、少なくとも中小企業製品がコスト高になるのは金融、金利の問題のウエートが相当私があると思う。私は實際いろいろと当たつて聞いても耳にたこができるほど聞いています。山本さんなど、そう言われるけれども、高い金利で商売をしておつてどないして値段を下げていけますかといつて……。ちゃんと計算しております。私はそこに、いまの銀行を攻撃するわけじゃありませんけれども、いまの金融機関ほどぶとろ手でもうけておるところないでしよう。大蔵省の発表の企業年鑑を見ましても、非常に収益率を上げておるのは、もう金融機関だけですよ。もうけておる金融機関は、何一つ物をつくっておらないのですよ。人の金を借りて、それを貸すというだけで、その中のさやをとつて、あれだけのりっぱな大きい建物を建ててやつておるのですよ。共産国へ行つたら銀行というのは片すみなんです。物をつくる生産関係には重点を置いておりますけれどもね。あいのですが、そういう事態を考えなければ、日本も行き詰まってしまう。私はこの警告は、たびたびどの機会でも言つておるのであるが、通産大臣と決して社会主義經濟計画をやれとは言つておらないのですが、そういう事態を考えなければ、日本も初めてです。自民党の政策関係の長もされておつたので、政策問題の通だということを聞いて、きよ

うは幸いに——必要以上のことを言つておると思  
うのです私自身も。自民党政府としても、その点  
は謙虚に私は一ぺん考へてもらわなければ、物価  
問題、労働問題、あるいは産業問題その他も私は解  
決はできない。できないと言つ切ることはどちらか  
と思ひますが、相当政府は努力をしなければや  
ないといふ、私は見解を持つておるのでですが、こ  
れで終わりますから、最後に高い立場から、通産  
大臣のひとつ所見を開いて終わりたいと思う。  
**○国務大臣(三木武夫君)** それはいままで申し上  
げておるよう、金利負担といふものは、相当これ  
だけの借金がふえれば、やっぱり日本の生産のコ  
ストの中に非常な大きな部門を占めてまいりつ  
ありますから、そういう点で一つには自己資本の  
充実、一方においては金利をできるだけ下げてい  
くという政策は、これは並行しなければなりません  
。中小企業の中には、金利の点ばかりを山本さ  
ん言われたけれども、労働賃金の急激な上昇とい  
うことと生産性で吸収できなかつたといふとも、  
これは物価に対しても大きな金利以上に大きな  
面があるのですよ、実際。労働賃金が上がるこ  
とは私は悪いとは思つてない。労働賃金がやっぱ  
り高能率、高賃金ということが方向だと思ひます  
よ。しかし、やっぱり急速に労働賃金が上がつて  
生産性で吸収できなかつたといふとともに、金利以  
上に大きな物価問題に対する影響を与えておる。  
金利もまたいま言われたように、これは無視ので  
きない問題の一つであるということはおっしゃる  
とおりに考えております。

**○山本伊三郎君** いや必要以上の答弁をされて、  
私はちょっとと反駁だけしておかぬとね。労働賃金  
が上がつたから、いわゆるコストが上がるという  
ことは、これはしろうとの、いわば常識的にいっ  
て——しろうとおこられますかね。日本の  
労働賃金は、各國に比較して高いなら私は言わな  
い。それが物価が上がる原因であると言われるよ  
うなことをいふと、それがたまらないといふことに通ずる。そ  
うことでないと言われたけれども、それは私は、  
油田さんとも議論したことがあるのでですが、だい

○委員長(熊谷太三郎君) 速記記入して。  
〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記とめて。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記起こして。

○船田謙君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、次の修正案を提出いたしたいと存じます。

修正案の内容は、ただいまお手元にお配りいたしました印刷物で御承知願うこととし、朗説は省略させていただきます。

修正の趣旨は、原案の施行期日である「四月一日」がすでに経過いたしましたので、これを「公布の日から」とするとともに、定員に関する改正規定は四月一日に適用しようとするものであります。

右の修正部分を除く原案に対しましては賛成いたします、私の討論を終わります。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかに御意見もないようですが、本伊三郎がそれを聞いて納得したわけではないといふことを議事録にはっきり載せてもらいたい。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記とめて。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記起こして。

ほかに御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めます。

それではこれより、討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○船田謙君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、次の修正案を提出いたしたいと存じます。

修正案の内容は、ただいまお手元にお配りいたしました印刷物で御承知願うこととし、朗説は省略させていただきます。

修正の趣旨は、原案の施行期日である「四月一日」がすでに経過いたしましたので、これを「公布の日から」とするとともに、定員に関する改正規定は四月一日に適用しようとするものであります。

右の修正部分を除く原案に対しましては賛成いたします、私の討論を終わります。

それでは、これより通商産業省設置法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、討論中にございました船田君提出の修正案を問題に供します。船田君提出の修正案に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。

よつて船田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除い

た原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。よって修正部分を除いた原案は、全会一致をもつて可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。  
なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これをもちまして散会いたします。

午後四時五十二分散会

〔参照〕

(船田謙委員提出)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第五十条第一項及び附則第二項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

第十四号中正誤

ペジ	段行	誤	正
五	一六	中企業	中小企業

第十五号中正誤

ペジ	段行	誤	正
一三五	(内閣提出、衆議院送付)	(内閣提出)	